

令和元年第3回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

令和元年9月7日(土曜日)

午前9時00分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (8番 後藤章人議員 ・ 10番 昼神二三男議員)

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○「県道上飯田線改良促進期成同盟会」の現状と今後の取組の予定、村としての取組の方針について。

○「共同事業推進」の現状と今後の予定は。

2. 櫻井登議員

○保育園の建設地決定を受けて、車両通行上の幾つかの課題について。

○平和学習をどのように捉えて今後に臨まれるか。

○PC環境の整備と使用タブレットの有効活用について。

3. 東原靖雄議員

○豚コレラ発生で養豚農家の防護対策と野生イノシシの感染調査は。

4. 下平貢議員

○本年の農作物の被害状況のその後について。

○農業関連の融資制度の創設について。

5. 木下温司議員

○広島平和のバス運行事業の今後について。

○ため池と水路の防災について。

6. 福澤眞理子議員

○選挙公報の配布が新聞折込で行われましたが、どういう理由からでしょうか。

○村のホームページの情報が、新しくなっていないものがみられます。更新はどのように行われていますか。

7. 後藤章人議員

○村民の交通安全について。

○天竜川でのカヌー転覆事故から学ぶものは。

8. 佐藤文彦議員

○今後の喬木村地域医療のあり方について。

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 11名

(別表のとおり)

欠席議員 1名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第3回喬木村村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言を行います。

本日、小池豊君より欠席する旨の届け出が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

したがいまして、本日の出席議員は11名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、8番、後藤章人君、10番、昼神二三男君を指名いたします。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問を行います。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。議員は、あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員は、ルールを守って質問をお願いいたします。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して理

事者、職員が反対質問ができることとなっておりますので、反対質問がある場合は、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

質問者、答弁の際は挙手をお願いいたします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告1番、後藤澄壽君。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

最初の質問は、県道上飯田線改良促進期成同盟会に関する質問でございます。

8月9日に、喬木村・豊丘村・高森町・松川町・大鹿村北部5町村と飯田市、天龍村の市町村長の方々などが集まりまして、県道上飯田線改良促進期成同盟会の総会が行われました。

その席上で、この期成同盟会の会長でもある市瀬村長より、この県道上飯田線というのは、物流、観光、通勤通学など幅広く利用される道路であり、また、災害など緊急時においては、三遠南信自動車道、中央道を補完して緊急輸送道路ともなる見込みと、この道路を、座光寺上郷道路に接続し、小川と氏乗の狭隘区間を解消するならば、三遠南信道とリニア中央新幹線、中央自動車道を結ぶ大動脈として地域の発展に貢献する道路になってくるだろう、というようなことを述べられたことを新聞報道されております。

この県道上飯田線の改良促進という課題や地元や喬木村だけの課題ではなくて、この期成同盟会に参加する市町村の共通の課題となっているということ、改めて認識させていただいたわけでございます。

そこで質問でございますが、この県道上飯田線改良促進期成同盟会の今までの経過と、この期成同盟会の今後の取り組みについて、ご説明いただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 県道上飯田線改良促進期成同盟会は、三遠南信自動車道の矢筈トンネル、喬木インターチェンジの整備が、下伊那北部町村や飯田市北部地域の発

展に有効に機能するよう、県道の早期改良を図る目的で、平成2年に、本村をはじめとする10市町村で発足をいたしました。

毎年、要望活動を実施してまいりましたが、平成11年度以降、活動が休止したとのことです。

その後、リニア中央新幹線の整備計画が具体化し、上飯田線が三遠南信自動車道からリニア長野県駅、座光寺スマートインターチェンジを経て中央自動車道へと結ぶ広域道路ネットワークとしての重要度がより一層高まるなど、本村を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成27年度より活動を再開し、長野県建設部長や飯田建設事務所長への提言活動を実施してまいりました。

今後の取り組みといたしましては、8月9日に行われた総会で要望決議を承認していただきましたので、長野県、長野県議会等へ要望活動を実施してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） この期成同盟会の総会を受けまして、地元並びに村のこれからの取り組みということが非常に重要になってくるかと思うわけでございます。

そこで、次の質問でございますが、この期成同盟会の総会を受けまして、村としましては、今後どのような取り組みを行っていく予定でしょうか、今後の取り組みについて質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご質問にありましたとおり、阿島橋を中心としました上飯田線は、南信州広域連合で策定をしております「広域的な幹線道路網構想及び計画」の東西横断道路及び東部軸として位置づけられておりまして、いわゆる竜東地域や下伊那南西部の町村からリニア長野県駅や座光寺スマートインターチェンジへのアクセス道路として、飯伊地域の重要な骨格となる広域道路ネットワークの中に位置づけられているところでございます。

いろいろな会合でお会いしておりますと、上伊那の首長さんたちからも、上飯田線が三遠南信自動車道やリニア長野県駅、そして座光寺スマートインターチェンジ、中央自動車道を結ぶ重要路線でありますので、期成同盟会に協力できることがあればしていきたい、というお話もいただいております。

今まで本村では、下伊那土木振興会主催の長野県建設部長への提言活動ですとか、議長さんや区長さんの皆さんにもお願いをいたしまして、飯田建設事務所長への提言活動に取り組んでまいりました。

また、議会でも、ご承知のように、下伊那北部ブロック町村議会における提言活動におきまして、毎年、上飯田線の改良促進を取り上げていただいているところでございます。

昨年秋には、新たな取り組みとしまして、村議会と村、区長会が共同で、長野県及び長野県議会に提言・陳情を実施してまいりました。

加えまして、村と議会が共同で、地元選出の国会議員の先生方と国土交通省に対し、「三遠南信自動車道路の建設促進及び地方道を含む交通ネットワークの強化を求める要望」ということで、上飯田線にも触れて要望活動を実施をしております。

今後、どのような取り組みを行うか、というご質問をいただきましたが、飯伊地域、特に飯田以北を見ますと、人口であるとか、経済活動であるとか、その中心はいわゆる川の向こう側、竜西に偏っております。今までさまざまな期成同盟会における道路改良や天竜川架橋への取り組みといったことでも、竜東地域と竜西地域では若干温度差があるのかなあというのを感じているところでございます。

そのような中で提言・陳情活動はこれからも継続をしてまいりたいと思いますが、経済の中心は竜西だということではなくて、竜東も一貫して伊那谷全体をこう包含するような中で考えていただかなきゃいけないということで、竜西の市町村の皆様にも絶大な協力をいただかなきゃいけないなあというふうに思っているところでございます。

そんな中で、上飯田線の改良促進につきましては、期成同盟会の決議を受けまして、村及び喬木村議会で単独で県に要請活動等してまいりましたけれども、今般、飯田市長とも直談判をさせていただきまして、要請活動は飯田市も共に行っていただくようお願いをしたところでございます。

期成同盟会でありますので、まずは県の計画に位置づけていただいて、予算化をしていただくことがまず肝要だというふうに思っておりますので、できるだけ多くの同志を集めて期成同盟会の力を強くして、県に対して強い要望活動を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 竜東と竜西の経済圏と、今後の経済圏、どうするかということを含めま

して、大きな構想の中でお話をいただきました。村長もおっしゃっているように、これはそういう経済圏を結ぶ大動脈という意味も持った重要な道路でございます。地元を盛り上げていきたいと思いますが、村の方としましても、今いろいろおっしゃっていただきましたが、そういう活動をますますしていただいて、ぜひこの改良促進が実現するように、村の方のご尽力をお願いしたいところでございます。

次の質問は、共同事業推進に関する質問でございます。

以前のこの一般質問でも取り上げたことがございますが、現在、商工会の方で推進しております「柿プロジェクト」については、産学官の連携で進めていくというお話を伺っております。この連携がさらに進んでいきますと、協働事業ということに発展していくのではないかと思うわけでございます。

この協働事業と申しますのは、協力するの協に働くという字を書く協働事業でございますが、これは従来の上からの支援とは異なりまして、行政と住民と、それから民間の諸団体が対等平等の形で協力し合うという事業ということで、現在いろんなところで注目されている事業でございます。

そこで質問でございますが、現在、喬木村におきまして、この協働事業はどのように推進されておりますでしょうか、現状について質問をいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 議員が主張されております協働ですが、村では、第5次総合計画において、施策横断的に取り組む5つの重点プロジェクトを立ち上げ、そのうちの1つに、協働・共創推進プロジェクトを据えまして、すべての課において協働事業推進に取り組んでおります。

例として、産業振興課で申しますと、商工観光係では、先月開催しましたたかぎふるさと祭りに際し、計画段階から商工会、農協喬木支所、NPOたかぎ及び村関係部署が事務局会議を重ね、会場、花火、催事等開催方法を協議するとともに、関係機関への申請や協力依頼、あいさつには商工会と村が一緒に回って対応しています。

農政係では、伝統野菜の取り組みとして、「志げ子なす」や「赤石紅にんにく」の生産者組合の皆さんと、作付けや出荷、さらに商品化特産品開発も研究しています。

NPO法人たかぎでは、観光農業で収益活動を伴う活性化団体19団体が構成団体となり、毎シーズンの活動に取り組んでおります。

こうした状況にあって、あえて議員の主張される「協働事業推進担当」を設置せずと

も、既に協働推進を図っていると考えるところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 次の質問についてもお答えをいただいちゃったわけでございますけれども、かつて私は、全村博物館を推進しております阿智村の協働活動推進課をお訪ねして、いろいろお話を伺ったことがございます。ご承知のように、阿智村では、園原の名所旧跡の観光、それから全国的にも有名になりましたが、満蒙開拓平和記念館の事業、それから星空観光などの事業を、これを行政と村民、それから商工会など諸団体が協力し合って推進をしておるという話を伺ってきたわけでございます。

また、飯田市の方では、これも前、質問したことがございますが、上村小水力発電所につきまして、協働推進事業ということで予算を支出しているわけでございます。

昨日、国際協力機構 J I C A の方々が見えまして、国際交流の集会在番木村でもたれました。私も出席させていただいたわけでございますが、この J I C A の4カ国の代表が飯田市を訪れました折に、この協働ということについて質問がありまして、市長の方から、協働のまちづくりということについてお話ししたということがございました。

次のところは、既にもうお答えをいただいておりますので省きますけれども、既にやっているから、特に担当を設ける必要はなかろうかというお話でございましたけれども、将来的には、やはりそういう協働活動を推進する課というようなそういう部署を設けて、独自にこの協働活動というのを展開したらどうかというふうにも考えるわけでございます。

先ほどお答えをいただいておりますので、その点に関しては結構でございますが、質問をいたしますと、今後の番木村の協働活動推進の取り組みの方針、これはどのようになっておりますでしょうか、今後の方針について質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） ただいま議員からは、ちょっと質問が前後するのではないかなというようなお話がありまして、大変申し訳ございませんが、協働事業の推進を各課なり、協働事業推進担当を置いてはいかがかというのが、まず前段であったかと思えます。

その点につきましては、先ほども申しましたとおり、役場の中におきまして、協働・共創推進プロジェクトというものを設置して取り組んでおりますが、これは、課を置くとか専門部署を置くとかいうことではなくて、各課横断的に、縦割りではなくて、それ

それぞれの担当部署の職員が集まりまして、村の協働に取り組む内容を協議しまして、第5次総合振興計画に向けて各課横断的に取り組んでいるということで、まずはご承知おきいただければと思います。

それでは、議員からお尋ねのありました今後の予定ということについて、お答えさせていただきますと思います。

まずは、先ほども申しましたとおり、現状の役場における協働の取り組みを進めていきたいと考えております。

企画や計画の段階からそれぞれ参画いただきまして、協力して立案した計画を共に実行に移し、協調して取り組みを進めていくことになると思います。

法や制度に沿って行っている事務では、役場側から「こうしてください」と限定するものもあるかもしれませんが、これは事務の性格上、やむを得ないものとしてご理解いただきたいと思います。

協働事業として今後の予定の中で一例を申しますと、農業委員会による地区ごとの「人・農地プラン」作成業務であります。

具体的には、まずは地区内の農家にアンケートを採り、現状から今後の見通し、後継者の有無のほか、営農や農地の貸し借り等意向をとりまとめます。

その結果をベースに、農業委員や地区の役員、また農家や認定農業者もしくは農業法人が一緒になって、今後の耕作者や担い手、あるいは土地の耕作や利用形態を地元の将来像としてまとめ、最近頻繁にいわれております人・農地プランの実質化を図るというものでございます。

今後については、地域や団体の皆さんとともに、課題解決に向けた話し合いや、ソフト事業を丁寧に行っていく必要があると感じているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 喬木方式として、各課横断的なそういう協働事業推進のプロジェクトでやっていっちゃうと、これは、それはそれとして、喬木方式でやっぱり進めていっていただければいいかなと思います。

いずれにしろ、この協働事業というのは、今までの上からの支援という形に変わって、全国的にも大きな流れとなってきた新しい形の事業であろうかと思うわけですので、今いくつか事例として挙げていただきましたけれども、そういう事例を含めまして、今後、喬木村でも大きくこの協働事業というのは発展していきますよう

に、さらなるご尽力をお願いしたいところでございます。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問は終わります。

◇ 通告2番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告2番、櫻井登君。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） おはようございます。議席番号4番、櫻井登でございます。

昨夜は初めての異文化交流会ということで、村で開催をということで、JICA駒ヶ根から講師の外国語講師の先生がお二人、スタッフの方がお二人、そして村民の方が28名ほどご参集いただきまして、中学生が3名、小学生が2名ということで、非常に有意義な時間を過ごせたというふうに思っております。これが今後、社会教育の一環として村の中に定着がされればいいかなという感じを受けました。

質問の方に入らせていただきます。

最初の質問でございますが、保育園の建設地決定を受けまして、車両通行上のいくつかの問題について、お尋ねしたいと思います。

定例会初日の村長あいさつの中に、通園バスの要望とか、駐車場の確保、そして雨排水の問題などございました。

加えまして、これから質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、村政懇談会や住民・保護者説明会、それから新聞報道発表などによって、統合保育園の建設地が中原地区に決定されたことが、村民の皆様に周知されました。

運動公園のテニスコート西側に位置する場所は、周辺一帯が文教地域として保育園建設にはふさわしいところと思いますが、住民の皆様が懸念されている車両の通行に関する不安、心配という声が届いております。主なものでございますが、登園・降園に通行利用されると思われる道路につきまして、道路の幅員や道路の構造等に問題はないかということでございます。

例えば、道路が狭すぎてすれ違いが困難とか、それが原因による通行車両の流れの悪化など、また、歩道や側溝に危険な箇所はないかなど、もちろん村では現地の状況を踏まえた対策が検討されているとは思いますが、その結果に基づいた道路の改修計画がありましたら、その概要をご説明いただきたいと思っております。道路の改修計画がもしこれか

らのようでしたら、今後の対応をどのように考えられておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 統合保育園につきましては、帰牛原中原地区を予定地として決定をさせていただき、今後、詳細な測量を実施し、建設地を絞り込んでいくこととなります。

新しい保育園で、保護者の皆さんが登園・降園に利用される道路は、県道大島阿島線、村道3号線、村道51号線になるかと思えます。このうち、県道大島阿島線から中原に至る村道3号線、中学校から広域農道に至る村道51号線につきましては、二車線プラス歩道で改良済みで、新保育園駐車場からの出入り等、現状の北、中央保育園と比べても、安全性、利便性が向上するのではと考えております。

ただし、下段地域と中原を結ぶ部分では、河岸段丘による急峻な地形の影響もあり、課題がないわけではございません。

県道大島阿島線では、郭地区で一部狭隘な区間が存在します。この部分は、過去に地元のご協力の下、拡幅改良工事を実施しており、再度の拡幅工事は困難なことが予想されます。しかし、中原が保育園の予定地となり、状況も変わりましたので、県で事業化されるよう、継続的に要望活動をしていきたいと考えております。

村道51号線は、保育園予定地の決定にかかわらず、冬場の凍結、ヘアピンカーブの解消、道路幅員の確保といった点について、国の交付金を活用した道路改良ができないか、長野県と事前協議を行っております。

ただし、平成20年に実施した歩道設置事業において国の交付金を活用しているため、歩道を残して山側への改良計画にしなければならず、その場合の費用対効果が適正かどうか、そういった新たな課題も浮き彫りになってまいりました。このようなこともあり、現在、慎重に計画を検討しているところでございます。

村道3号線の学び坂は、大規模な道路改良は地形的に難しいと思われれます。

今後、県道上飯田線との交差点改良など、馬場地区内の道路整備とともに検討をしていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 登園・降園の送迎車両とか一般の通行車両の走行に支障のないような道

路の改修整備とか、維持管理に努めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

保育園建設工事中の周辺道路等につきまして、その安全対策について、一般的、具体的な施策はあると思いますが、確認のため、お尋ねしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 統合保育園の建設につきましては、最短で2021年中の完成を予定しております。

具体的な工事車両の経路等につきましては、今後お示しさせていただくこととなりますけれども、現段階においてお答えできる対応・対策としましては、小中学生の登下校時間を避けた時間に工事車両の運行を計画すること。また、通学路をできるだけ避けまして、二車線道路など幅員の確保されている道路を経路とするなどの対応をさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、児童生徒、住民の皆様の安全確保につきましては、第一に考えて進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 工事関係車両とか通行車両、歩行者が安全に通行できるようにお願いしたいと思います。

次の質問でございます。

朝夕のほぼ限られた時間帯におきまして、登園・降園車両の通行量が一時的に増えると、そうしまして混雑の予想が見込まれるということになりますが、これを回避するための順路等を、通行車両の流れを促すなどの通行上の指導をどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 現在の北保育園、中央保育園の通園状況に比べますと、建設予定地の中原地区は、多方面からのアクセス道路がありますので、ある程度車両が分散すると想定しております。

また、車両の増加、保護者の皆様の送迎に対するご負担を軽減するために、通園バス等の運行も考えております。

松川町の統合保育園では、混雑解消のため、通園経路等につきまして、保護者会で決定したとお聞きしております。

今後、利用者の皆さんに対しまして、登園・降園時の経路について、アンケート調査を実施しまして、実情を把握した上で、混雑を解消するための通園経路につきまして、保護者会と協力して検討していきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 保護者会のアンケートを採るということでしたが、そういうアンケートの中でまた検討をしていただきたいと思いますが、いずれにしても、朝の時間帯ということになりますと、皆さん忙しく行動されますので、ストレスが滞留しないように一日のスタートができるような施策ということで、お願いできればと思います。

次の質問でございます。

登園・降園に往来する送迎車両が阿島地籍に下り、信号機のない県道との交差点におきまして、右折しようとする車両が交差点手前にて停止したとき、その右折しようとする車両の停止中は、後続車両は少なからず待たされることとなります。さらに後続する車両への影響度は大きいものだと考えます。

交差点に差しかかる手前に、右折レーンとゼブラゾーンを路上にペイントすることにより、左折車両も区分されることとなりますので、それに加えて、既存の歩行者用の信号機をそのまま存置させ、多少南側に位置する県道との交差点を広く一体化させた、やや変則的ではありますが、最近、よく見かける歩車分離の信号機の交差点に変更することとはどうかと、素人判断ではございますがいたします。歩車分離の信号機設置によれば、通行車両の流れが調整されるとともに、歩行者の通行にも優しくなると思われます。

このような提案を公安委員会へ要望するようなことは考えられないか。あるいはまた別な案がございましたら、お示しいただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 本件につきまして、長野県公安委員会の見解をお聞きしたところ、現状のままでの信号機の設置は、その設置基準を満たさないため、できないとの回答でございました。

ですので、信号機を設置可能な基準を満たす交差点整備、具体的には、主要地方道伊

那生田飯田線と中原から下りてくる村道 51 号線との交差点に加えて、自動車学校前交差点から里原に至る村道 218 号線との交差点全体を改良する必要があります。

ご存じのとおり、この交差点付近には住宅が連坦するとともに、高低差もある地形なことから、理想的な交差点改良が難しい状況であります。

村としても、スムーズな通行に支障があるということは認識をしておりますので、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 信号機設置、なかなか困難だということはわかるわけですが、信号機というのは、車両の通行量を制限するとともに、歩行者の安全対策ということの役割も明確でございますので、できうる限り信号機設置の検討ということを望みたいと考えております。

続きまして、次の質問でございます。

国土交通省は 2020 年度、保育所周辺道路の対策に、市町村が策定した計画に基づく安全対策に、財政支援する方針を固めたという新聞報道がございました。それによりますと、大津の園児死傷事故を受けて、全国的な交通安全対策の一環として、子ども関連施設とその周辺道路一帯を一つのエリアと位置づけて、面的な安全対策を推進したいとするものに補助金が交付されるものというものでございました。

先ほどまでの道路に関する質問のほかに、こちらの申請要件を満たすことも検討されてはいかがかと思ますが、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 国土交通省は、今年 5 月に大津市で発生しました園児の交通死亡事故を受けまして、2020 年度に、保育所等の子ども関連施設と周辺道路一帯を一つのエリアと位置づけた安全対策を推進し、局地的ではなく、エリア一帯を規制する方法に対しまして、財政支援を行うといった方針を示しております。

示されております内容ですけれども、道路管理者と警察と連携しまして、子どもが日常的に集団で移動する経路等を、緊急安全点検を実施しまして、関連機関と連携して対応策を立案し、対応策を実施していくものとなります。

主な対応策としましては、進入経路に入りにくくする対策や車の走行速度を抑制するための対策、歩行者の空間を確保するための対策などが考えられております。

現段階では、エリアの範囲、また申請要件等といった財政支援の詳細につきまして、これから示されることとなりますので、今後も情報収集を進めていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） これから情報収集をとということでございましたので、また詳細なことがわかれば、ぜひ検討していただければというふうに考えます。

次の質問でございます。

平和学習をどのようにとらえて今後に臨まれるか、ということでございます。平和のバス事業を中心にお聞きしたいと思います。

1つ目でございますが、平和学習は、史実を体感し、戦争を再び起こしてはならない。強く、堅い意志を未来永劫に引き継ぐ。そして、そのために行動を継続するという、これに尽きるものだと思います。特に、体感する機会を失くしてはならない。毎年、毎年、平和のリレーを行い、忘れ去ることのない行動が、戦後生まれの私たちの使命感ではないかと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 広島平和のバス運行事業においては、人類で初めて核兵器が投下された現地を訪れることで、戦争と平和を考えるための学習でした。平和人権学習として現地を訪ね、体験的に学ぶことは、史実を実感としてとらえ、意義深いことだと考えます。

また、本年度も事前学習を行い、歴史的経過と平和について学びました。

議員ご指摘のとおり、平和人権学習においては、当時体験された方々がご高齢になっているので、風化させることなく、「語り継ぐ」ことが重要だと考えます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 未来永劫に引き継ぐということは、戦争経験のない私たちの使命感でしかございません。その機会を継続するということに意義があると強く感じるものでございます。

次の質問でございます。

どうしても、他の自治体の平和学習の取り組みを比較してしまいます。例えば、高森町さんの場合、本年の申込者が多く、バスを増便して応募者全員が参加できるように、

希望者の要望に応えられたというようでございます。また、平和へのかけはし条例に基づいて対応されたというように、新聞報道もありました。

このような取り組みの姿勢に学びまして、村民派遣の存続を検討する必要を強く感じますが、村の考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 議員ご指摘のとおり、平和人権学習に限らず、学習においては他者のよいところを吸収しながら、学習者の自主性を尊重した進め方が必要だと考えます。

平和人権学習においては、学びの方法は多様です。現地を訪ね、視覚的に、また、当事者から聞き取りを行い、学ぶ。さらに、文献等を使い、史実から学ぶ方法があると考えます。

今後は、他の実践も参考しながら、学習方法を工夫してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 学ぶことが非常に重要であるというふうに感じますし、また、私たちは、村民派遣のための平和への条例等も考える必要もあるのではないかとこのことも感じております。

次の質問でございますが、近年、応募者が少なくなっている傾向は承知しておりますが、募集方法もややマンネリ化しているのではないかとこのように感じます。

住民の声は、継続を望む声も少なくありません。募集方法を工夫されて、広く住民の参加を求めていくのが本筋ではないかと考えますが、応募者減少傾向を事業の見直しという改廃の方向性では、平和学習そのものが委縮してしまうと感じられます。

平和学習を見直す方針の前に、まず、募集方法を検討してみてもどうかと考えますが、その点いかがか、お尋ねします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 広島へ訪問し、現地で学ぶ平和人権学習であるこの事業も、本年度10回目の節目を迎えましたので、今までの総括をし、今後の方向を考えてまいりたいと考えております。

参加者の減少とその対応につきましては、昨年9月議会で木下温司議員よりご質問をいただき、その際回答した方法で広く募集をいたしました。

本年度はその効果もあり、参加者も45名となりました。

一方、中学生については、毎年多くの参加申し込みがありますが、一般の方々の参加は年々減少しております。

要因として、初めて参加する方を優先しておりますので、一度行かれた方は申し込めない。また、今回も平日2日間ですので、予定が取れないなどが考えられます。

さて、この事業も10回目を迎え、諸々の課題も見えてきました。8月初旬は、このところ異常気象のため、熱中症による健康被害が心配されることや、参加される皆様から一定のご負担をいただかなければ実施できない点でございます。

また、過去の戦争体験を継承しつつ、私たちを取り巻く国際情勢の変化とそれに伴う新たな問題や沖縄問題等々を通し、さまざまな角度から課題に目を向け、多面的に人権問題を推進していく必要も強く感じるわけでございます。

先ほど申し上げたとおり、この事業を総括し、継続も含め、来年度以降の平和人権学習についての取り組みを検討してまいりたいと考えます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 今まで、昨年までの、昨年までといたしますか、10年間を総括していただいて、さらに諸々の課題について、どういうふうな方向性ができればいいのかということ、また検討いただければと思います。ぜひお願いいたします。

最後の質問でございます。

PC環境の整備と使用タブレットの有効活用について、ということでございます。

現在、全協や議員全協の会議に使用しておりますタブレット、モアノートでございますが、有効活用するためには、庁内のPC環境との兼ね合い、例えば、Wi-Fi環境のみならず、LTEの導入検討とか、LGWANを除いたネット環境で、タブレットが連動して使用できるような仕組みとか、ペーパーレス化の徹底を図るなどの推進をしたり、用紙代、印紙代などのコストの削減、行政事務の効率化のほか、執行部職員と議員とのシステム化を図るなど、重要なことだと思います。

さらに、災害時の情報収集とか正確な情報の迅速な処理、またBCPへの対応は、住民の安心、安全の備えにもなります。これら住民サービスへの対応は、普段なかなか目には見えない部分ではございますが、重要なことだと認識しております。

また現在、会議に使用しておりますタブレットを議会で使いこなすまでに活用していないと、本来の有効活用には至らないと感じております。近年、自治体のタブレット

導入が増してきている中で、タブレット議会が実現するまでには相当な時間を要するものですが、喬木村議会の次なる議会改革は、タブレット議会だと、掲げるぐらいに本格的な取り組みを検討しないと達成はできないものと思われま

す。P C環境との兼ね合いは、L T Eの導入だとか、I C Tの有効活用への整備が伴いまして、通信費等経費の問題も検討する必要があります。

I C Tの先進的な喬木村が、導入して時間経過が成果に結びついていかなければ、時代から取り残されてしまう恐れもあります。今や、A IやI o Tなど社会に進出してきておりまして、さらにその進化も凄まじいものがございます。例えば、通信速度でございますが、25年前の約40万倍のスピードだといわれております。この先、タブレットがあるというだけで終わっていいのかと疑問を抱きます。

P C環境やタブレットの活用がいかに重要であるかということを改めて考えますが、村の方ではどのようなお考えか、併せまして、タブレット議会のあり方というものに関してもお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 時代は第4次産業革命に突入したといわれておりまして、A I、I o Tの活用というのは、これからはもう避けて通れない時代になってくるというふうに思っております。

喬木村のI C T環境で申し上げますと、県下に先駆けてさまざまな取り組みを行っております。非常に先進的な団体だと、自分勝手に自負をしているところでございます。

お尋ねをいただきました件につきまして、村の方では整備を着々と進めておりますが、議会の活用ということにつきましては、村からはいろんな案件を議会の方に審議をお願いをしております。その審議をどう行うかは、議会側の問題でございまして、これを活用する、しないというのは、村を動かす二元代表の議会の権威を冒瀆することになりますので、私の方からは、この件についての回答は控えさせていただきたいと思

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの村長の答弁で、二元代表制の部分のお話がありました。その部分につきまして、このタブレットの有効活用というものを、少し別な見方でとらえないといけないのかなということも感じました。

これからタブレットは非常に、先ほど村長の話にもございましたように、タブレット

に限らず、ICT全般につきまして、有効な活用ができるような方向が何とかとっていかれたらいいのではないかなというふうに感じました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問は終わります。

◇ 通告3番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、東原靖雄君。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄。

豚コレラ発生で喬木村の養豚農家の防護対策と野生イノシシの感染調査について。

なお、ここでお断りしておきますけれど、これからの質問、データ、内容につきまして、豚コレラ終息が見えていない状況であり、日々新聞報道などで違ったデータが、更新されたデータが発表されておりますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

豚コレラは、昨年9月、岐阜県で判明し、この9月で1年を経過して、岐阜県、愛知県、出荷先を含めると、7府県で確認されて、その終息は終わって、入っておりません。

長野県では、今年2月に宮田村で豚コレラが判明し、2,400頭が殺処分されました。喬木村の大原養豚場では年間3,000頭飼育されている。その防護対策はどうかですか。

喬木村では、養豚農家の防護対策として、6月定例議会において、豚コレラ対策補助金200万円が計上されましたが、防護柵等はどこへ設置されるか。また、養豚周辺には飼料、豚輸送車、カラス・ネズミなどの野生動物がコレラウイルスの媒介されるといわれています。

この対策はどうかを質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） これからお答えさせていただきます豚コレラに関する内容につきましては、県にも確認させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

お尋ねのありました村内大原における豚コレラの防護対策についてですが、県の家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び改善指導を行っているとともに、発生した場合は、周辺の養豚場も豚の出荷等ができなくなるなど、被害が甚大に

なることから、豚コレラウイルスを農場へ持ち込む可能性のある野生イノシシやハクビシン等中小動物が農場敷地内に入らないように、物理柵及び電気柵並びに車両消毒設備について、県と協力して支援し、農家負担をなるべく減らすように設置する予定です。

防護柵がどこに設置されるか、というお尋ねがございました。

防護柵については、家畜衛生及び野生鳥獣対策の専門家の意見を参考に、大原養豚場の豚を飼育するために使っている飼養衛生管理区域を囲むように設置する予定です。

また、カラスについては、鳥避けのチェーンを張るなど、農家の工夫により農場に近寄らないような対策がとられています。

そのほか、防護柵の設置だけでなく、ウイルスの侵入リスクをさらに低減させるため、農場の敷地境界及び畜舎周辺に消毒のための石灰を散布するように、県が消石灰を配布する予定です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 養豚周辺に石灰等まかれるということではありますが、私も伊久間原に農地を借りておるといふようなことで、この養豚場へは通ったことがほとんどありません。豚の関係もあるということもありましたので、それがまさにこの豚コレラの恐ろしい状況に変わってきておるといふことも踏まえておきたいと思っております。

次に、養豚農家には、一部、ふるさと納税の返礼品として生産された有名な豚肉もあります。また、野生イノシシの肉はジビエとして利用されています。これらの肉が豚コレラに汚染されれば食べられますか、ご質問をいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 豚コレラは、豚・イノシシの病気で、人には感染しません。

たとえ豚コレラに感染した豚・イノシシの肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。

また、豚コレラに感染した豚の肉は、食用として流通することはありません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） こうした肉も人間にはうつらないということではありますが、養豚農家では、やはりこれを村民の方たちに、大勢の人たちに理解してもらいたいという希望であります。

次に、長野県農政部では、畜産農家の不安解消と支援策を図るため、農林水産省へ緊急要望を行いました。その1つに、経口ワクチンの確保及び早期配分並びに配布等の態勢整備について、2つ目として、飼育養豚へのワクチン接種について、3つ目、早期出荷に伴う補償対象の拡大について、以上3項目について、国の回答をお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） ただいま3点につきまして、お尋ねいただきましたが、要望書に対する国からの回答はありません。

しかしながら、9月5日付で農林水産省豚コレラ防疫対策本部決定として配出された豚コレラ終息に向けた今後の対策によると、感受性動物対策としまして、野生イノシシ対策と並行して、豚コレラの発生を抑止する地域限定の予防的ワクチン接種についても、防疫に与える影響も考慮しつつ、あらゆる可能性を検討、となっています。

その中に、マーカーワクチンというものが出てきますが、これは地域内の関係者の同意は必要だが、事前検査、モニタリングを条件とすれば、接種豚の自由な流通が可能なものであります。

このマーカーワクチンについて、製造企業からのデータの提供を受けて、現在の流行株への有効性を検証するとともに、必要な手続きを進めるとされておりますので、紹介させていただきます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今、国では、お答えのように、マーカーワクチン、要は接種した豚としない豚の仕分けができるワクチンということであります。ぜひ、そうしたものを養豚農家でも望んでいることでもあります。ぜひ実施していただけるよう、お願いしたいというように思います。

次に、野生イノシシの豚コレラ感染調査について。

長野県では、7月8日に木曾郡木曾町で野生イノシシの豚コレラ感染が県内初めて確認されました。この9月5日現在で、中信・南信で102頭が確認されています。

飯田下伊那郡では、7月12日に根羽村で1頭が豚コレラに汚染されました。発生された地点から半径10キロ以内から喬木村には到達されるものではありませんが、鳥を含む野生動物、豚運搬車両等により近隣町村に来たとき、村では野生イノシシの調査、

報告はどのような方法で行われているかを質問します。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 野生イノシシの豚コレラ感染が拡大している状況にあることから、これまでの感染確認地点を中心とした半径 10 キロの調査対象区域に加え、養豚場への豚コレラの侵入リスクを評価するため、調査対象区域の外縁部で極めて重要な区域を、県独自の特別警戒指定区域に設定し、監視を強化しています。

南信州地域においては、6 市町村が含まれ、喬木村も設定されています。これは具体的には大原になります。

また、死亡したイノシシが発見された場合、現行のとおり検査を実施します。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6 番（東原靖雄） 次に、野生イノシシ陽性反応は、8 月 20 日までに 6 県 53 市町村、1,008 頭に及んでいます。長野県では 27 市町村で 102 頭が確認されています。

今後の防疫対策が重要になってきています。野生イノシシへの経口ワクチンはどのようにして行われるかを質問します。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 7 月には、県の判断で緊急的に経口ワクチンを一部の地域で散布しましたが、今後、広域的に散布するため、県では、県畜産会・猟友会等の関係団体、ワクチン散布エリアの市町村等を構成員として協議会を設置しました。

イノシシの感染拡大が収まっていないため、長野県内でどの程度の量、どのエリアに散布をするかは流動的ですが、より多くの経口ワクチンを効果的に散布する予定です。

現在、下伊那地域におきましても、散布スケジュールに従い、踏査、餌付けの後、散布を 9 月 5 日から 8 日、回収を 9 月 10 日から 13 日の間に行うこととしています。まさに現在、この地域で散布作業が行われている状況でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6 番（東原靖雄） 対策協議会ができたということで、その方向がこれからの調査、そして経口ワクチンへの設置が広く行われるものと思われま。

いずれにしましても、人と違って、野生イノシシは規制が効かない動物であり、自然

にこの傾向が増えてきております。今後、こうしたイノシシがますます蔓延することも思われるものと思います。

村内の企業の玄関口にはマットが置かれております。また、長野県でも、山へ入ったら靴底をきれいに洗って入りなさい。服に付いたほこりも取りなさいと、そうした特例が出ています。やはりこれから長い丁場となる、終息が見えないこの豚コレラについて、野生イノシシの対策が非常に重要となってきます。我々も気をつけなり、関心を持ちますけれど、村民の方々が一人でも多くのこの豚コレラのことを理解し、また山のある喬木村でもあります。キノコ採り、そうしたことも注意を要して、これからのすぐということではないですけれど、これからの行動も必要ではないかというように思われます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前 10 時 20 分といたします。

休 憩 午前 10 時 08 分

再 開 午前 10 時 20 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇ 通告 4 番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告 4 番、下平貢君。

下平貢君。

○2 番（下平 貢） 議席番号 2 番、下平貢です。

私からは、本年発生した農作物への被害に関連し、その後の状況と対処、施策について、質問をさせていただきます。

今期の農作物被害への支援については、村長より開会の冒頭あいさつにもございましたが、支援に対しては、要請があれば対応いただけるとのことで、支援に対する窓口は開けられているものと理解をいたしました。

そこで改めて、本年発生した農作物の被害状況のその後について、お伺いをいたします。

周知のとおり、本年は、春には雪害・凍霜害、6月には伊久間原を中心とした雹害と、大きな被害に見舞われてしまいました。凍霜害については、普段はあまり被害の少ない核果類にまで被害が及び、特に桃の着果率は著しく落ちてしまい、収穫作業も短時間で終わるほどの減収となったと聞いております。

また、梨・りんごについても、サビ果の発生による品質低下が著しかった模様です。

加えて、6月12日に発生した雹害による被害は、果樹類はもとより、野菜類にも大きな被害をもたらしました。特に果樹については、修復不能の状態、被害が大きかった圃場では、製品になる品物が皆無の状態も見受けられております。

そこで、本年の凍霜害及び雹害のその後について、どのように検証をしているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 農作物の被害状況の確認につきましては、農技連におきまして村内を巡回し、状況を把握しているほか、農家及びJA等関係機関への聞き取りにより、被害状況並びに被害見込みを確認しています。

果樹全般の出荷が終了する年末までに、農業技術者連絡協議会にて追跡調査を行い、被害状況確認を行いたいと考えています。

8月の農技連においては、桃は前年の8割、梨は秀品率が悪く、収量も数%悪くなる。りんごは、サンつがるの出荷が始まったが、雹害果という報告がありました。

伊久間原等場所によっては、半減から壊滅に近い被害の箇所もあると見込んでおります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 私もかつては桃・梨の栽培を行い、経営を営んでおりました。私の経験からしても、今回の被害は相当の減収につながるものと推察をされます。

喬木管内において、現在、出荷中のりんごについては、選果機に流せられる製品向けのものが、平年の5～6割、圃場単位でいえば1割にも満たない圃場もあるとのこと。軽微な雹害のものについては、特別販売扱いとして、5キロ段ボールにて受け入れを行っている模様ですが、圃場によっては、この形態による出荷が9割～9割5分におよぶ圃場もあるとのこと。単価についても、キログラム当たり170円程度で、資材費や手数料を差し引くと、150円あるか、ないかの状況のようです。こうして特販に出

荷できるものも、決してすべてではありません。通常の販売から比べますと、約4割程度の単価という状況のようですので、農家手取りがいかにか想像以上かということが推測されます。

梨については、こうした特販もなく、加工向けとなったと聞いております。

そこで、現段階で村として、これらの被害に対する支援策について、どのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 村内における雹被害については、一部の地域では、被災農家の方は相当な減収になることが想定されます。

村の補助制度においては、収入減少に対する直接の助成ではありませんが、果樹共済加入推進対策として、農業共済への掛け金の20%を補助しています。

農業分野における減収対策としては、制度的に農業共済が担っているということだと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 村の考え方については、一定の理解を示したいと思います。

後ほどの質問にもつながりますが、待つ施策ではなく、災害発生時に村が主体的に動ける何らかの制度づくりが大切な気がしてなりません。

本年の被害は、雹害による被害が局地的ということではありますが、凍霜害については、広域にわたり被害をもたらしております。

そこで、広域管内の被害状況と支援策の状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 現在把握しています霜による被害についてですが、松川町は約9,500万円、高森町は約3,700万円、豊丘村は約2,000万円、下條村は360万円、阿智村が100万円の被害ということになります。

支援策については、松川町では、凍霜被害防止のための燃焼剤購入補助、豊丘村で、雹被害対策として、経営資金融資に対する利子補給を検討しているという状況のようがあります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいま報告がありましたとおり、私も被害の状況については一通りの調査をさせていただきましたが、雪害におきましては、高森、大鹿、喬木、飯田市、阿智で被害の金額の報告があり、凍霜害についてはいま報告のとおりで、雹害については、主に喬木、豊丘が主たる地域との状況のようであります。

残念ながら、今期の農作物の被害の主たる地域は、当地喬木がその被害も大きくなってしまった模様のようにございます。

農業は、天候に非常に敏感な産業であることは、今も昔も変わりません。天候の変化によって致命的な打撃を受ける場面も多々あります。農家とすれば、そうした場面を回避するためにさまざまな工夫を施し、経営維持をしてきました。霜対策としては、防霜ファンであったり、被覆資材を使用したり、さまざまな場面で工夫を凝らしてきました。収入補償の場面では、農業共済のメニューを利用するなど、それぞれの農家の判断で危機回避をしてきました。しかしながら、本年のように凍霜害と降雹といったダブルパンチの被害に見舞われますと、その対策も限界が生じてくるものと考えます。

そこで、本村の現行制度における突発的な災害に見舞われた際の支援策をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 議員からは、霜や雹の被害が重なった今年の様子が述べられましたが、今後も台風シーズンを控え、最終的には収穫が終了するまで、今期の農作物の成果は確定しません。

先ほども申しましたとおり、農業被害に対する備えを担うのは、農業災害補償法に基づき、農業災害補償制度を運営する農業共済組合であり、村から農家への支援策としては、果樹共済加入推進対策として、農家が支払う共済掛け金に対し補助を行い、支援しているところでございます。

なお、農業共済掛け金に対しては、制度上、国から2分の1が助成されていますが、さらに村単独事業として、残りの20%を補助しているということも、改めてご承知いただきたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいま答弁いただきましたように、いま現段階では、農業共済組合への加入が第一条件というような状況だと思えます。私も、それにつきましては異論はございませんが、いわゆるその農業共済の制度への加入促進が肝要かとは思うところがございますが、たとえ加入をしていたとしても、経費補填には多少なるものの、安定した農家経済を満額補償できるものではないというふうに判断をしております。だからこそ、そこに加入率の伸び悩みというものもあるのではないかというふうに、個人的には思うところがございます。

農家とすれば、こうした災害の際に、運転資金、いわゆるその経営上の運転資金の支えになるようなものが必要ではないかというふうに、常々感じていたところがございます。

そこで、こうした運転資金に対する支援策が必要と考えておりますが、その点、村ではどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 金融機関において、農業被害等緊急対策資金の貸し付けを行っていることは承知しています。また、農家の利用があるということは、実際に資金需要が生じており、深刻な状況であるにとらえなければなりません。

村として考えられる支援策としては、借入資金の利子補給を行い、資金調達の負担軽減により、必要資金の調達を支援することが、一つの方策ではないかと考えます。

この点につきましては、農協の被害対策緊急融資のチラシ等を拝見する中で、7月の農技連の中で、村からの支援策として例示した内容になります。

今後、農業共済加入者に対象を限定するべきではないか、といった点も議論となるかもしれませんが、実際には共済加入率も低いことから、実質的な効果のためには、対象を限定することは難しいかと思われまます。

共済未加入の農家は、「その時はその時」と割り切っているものと推察いたしますが、今回の被害や今後の異常気象等も考慮する中で、農業共済もしくは今年から新たに開始された農業収入保険への加入をご検討いただきたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 農家の立場からしますと、天災や気候変動によります二次的被害を想定した場合、資金繰りが一番の悩みどころとなります。その一時をいかにしのぐかによっ

て、明日への生産意欲につながるものと思われま。その一時の資金が潤沢に回すことができるその保証の道筋をつける役割を、ぜひ行政に求めていきたいと思ひます。

村の農政の変遷におきましては、数々の制度の見直しが行われてきておりまして、時代に見合った制度の制定がなされてきたものと推測をいたします。多くのメニューが創出され、農業経営の一助になっていることに何ら疑問を持ちません。

そこで、村では、農政関係の補助メニューを多く揃えておりますが、現在のその利用状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 今年度の農政村単補助事業の利用状況ですが、農地流動化事業が 20 件、小規模土地改良事業が 2 件、有害鳥獣防護柵設置事業が 1 件、土壌分析等導入支援事業が 1 件、果樹共済加入推進対策事業が 31 戸であります。

一方で、凍霜害防止資材の購入に係る農作物等災害対策事業及び防霜ファン設置事業については、申請がない状況であります。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） それぞれに目的に合わせてメニューが用意されていると判断をし、それぞれによって利用頻度というものが違うというふうに理解をいたしました。

これらによりまして、農家が何か事業をやろうとしたときに、何らかの支援になっているというふうに理解をしております。

しかしながら、現行制度によっても、機能しているようには考えられますが、農家が本来期待している補助制度になっているか、一抹の疑問をもたれます。

補助メニューや制度のあり方については、今後、U I J ターン等による新規就農者の獲得や、帰農などの起業支援から営農支援全般にわたる支援制度の転換期が来ているように感じておりますが、これに対して、村としてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご質問をいただきました件につきまして、お答えをさせていただきたいと思ひますが、農業資金に関する補助制度につきましては、国、県を含めまして、さまざま用意されていると思ひしているところです。

また村では、営農支援のため、あるいは新規就農者、起業者のためということで、農地の斡旋、確保のほか、新規就農者のための住宅確保や住宅家賃補助等住宅支援等、要望に応じて対応させていただいているところでございます。

今年度は、さらに、会社を退職するリタイア・セミリタイアの世代を念頭に、帰農塾受講助成制度を設けまして、農業にぜひ現役世代の皆さんも加わっていただけるようにというような、新たな助成制度を開始をさせていただいております。

このほかにも農業分野には数々の補助制度がございますけれども、これは農家からの需要や要望といったニーズにできるだけ応えられるようにということで、日々整備を行ってきた結果だというふうに思っています。

議員の方からたびたびご質問いただきました新規就農者向けの住宅の確保についても、一例を申しますと、今年度、村の方で住宅を2件ご用意させていただきました、1件は、九州からの新規就農者の方が入居をしていただいたと、また来年について、もう1人、新規就農を希望される方が入居予定ということになっております。

議員からは、新規就農の起業などから営農支援全般にわたる支援制度の転換、というようなご提言もいただいております。メニューは、時代時代に合わせて改変をしながら、できるだけ皆様に寄り添った政策をとっていきたいというふうに考えておりますので、これからも具体的提案がございました折には、ぜひ村の方に報告をしていただきまして、それに対して、村としても真摯に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいまの柔軟な対応、また新しい制度について、お考えも窓口もあるということで、安心をしたところでありますが、農家の立場からすれば、天災や社会事象の変化に対応できる総合的な補助制度や融資制度にひとつの期待を求めているところであります。

そうした観点からしますと、村で商工業者向けに準備されている融資制度を、農業分野でも利用できないか、そんな同じようなシステムができないかというふうに、私は考えるところでありますが、そうしたように商工融資斡旋事業のような融資制度を農業の分野でも創設できないか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） ご質問にございました、商工振興資金融資斡旋事業につきましては、村

の方から金融機関に一定資金を預託をしまして、それを商工業者の皆様にご利用いただくという制度になっております。

農業につきましては、自然条件による収穫変動ですとか、それに伴う農産物の価格変動といったようなリスク性があるということ、また、経営規模が零細であることによる低収益性・信用力の脆弱性、さらに投資の回収期間の長期性等、農業に対する融資には、商工振興資金とは違うさまざまなリスクがあるというふうに感じているところでございます。

しかしながら、農業の発展には融資は不可欠であるというふうに考えておりますので、そのリスクを負えるのは行政ではないか、という議員の趣旨には理解を示すところでございます。

低利に、また償還期間を長期に設定した資金を、農業制度金融として供給するという仕事は、村単独ではなかなか難しいということで、金融機関と連携をしながらやらせていただいているところでございますので、そこはご理解をいただきたいなあというふうに思っているところです。

先ほどから出ております商工振興資金につきましては、商工業者の方々が財務諸表を添えて経営を管理しているということがございまして、今までの経営分析をしっかりして、将来はどのような計画でこの資金が回収できるかというような計画を立てていただくということになります。そのために、商工会には経営指導員という者が常駐しております、また、起業セミナー等で経営に対する法務だとか財務だとか、人材育成、それから販路開拓のための創業にあたり、知っておかなければいけない知識等を身につけていただくように努力をしているということになります。

新規就農についても、このような資金ができるかと、また、全くこれから農業を始めようとする方々に、その開始資金を貸し出すような制度を設けるということについては、しっかりとこれは論議をしていかなきゃいけないところかなあというふうに思っています。

金融機関におきましては、農業向けの融資も行っているところでございますので、与信審査を含めまして専門機関に判断を任せられた方が、貸す側も借りる側も間違いのない結果が出るのかなあというふうに思っているところです。

行政機関としましては、民間資金を有効に活用しながら、低利な融資を実現するために補助金を交付をしているという、従来からの手法をとらせていただくことで、一定のリスクを背負うということは覚悟ができておりますが、全体的に商工資金のような資金

を斡旋して融資をするということになりますと、税金を投入するということになりますので、しっかりとした計画がないと、回収ができないような事態になりますと、1軒のために村の皆さんに大変なご負担をいただくということになりますので、慎重に検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいまの村の考え方につきましては、一定の理解を示したいと思いません。

今後、持続可能な農村形成のためには、農業経営をいかに安定的に、そして発展的に導いていくかが、今後の農業施策の鍵を握るのではないかというふうに考えておるところであります。

災害一つとりましても、低温・高温、風水害、ほんとにさまざまです。

また、農業資材については、仕入単価の上昇から資材単価の上昇も続いており、経費が膨らんできております。加えて、農業技術も進化を続けておりまして、そのための投資額も増えてきております。

これらを総合的にフォローできるような制度といいますか、流れというか、何か一定の仕組みづくりがあるとよいというふうに考えます。

農家は決して多額の助成金を要求しているわけではないと思います。今後も安定的にかつ発展的に経営を営んでいけるような施策に期待をしているのだと思います。そんな政策であったりルールづくりができたらいいなというふうに、私は思うところであります。

これからの時代に合った施策の見直しや制度の確立に期待を申し上げまして、また、本年はもうこれ以上災害がないことを願ひまして、私の質問を閉じます。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問は終わります。

◇ 通告5番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告5番、木下温司君。

木下温司君。

○11番（木下温司） 議席番号11番、木下温司です。

今の下平議員の質問にありましたが、農作物の被害、ちょうど台風15号が近づいておるということで、これ以上の被害がないことを望みたいと思います。

さて今回は、広島平和のバス運行事業の今後についてと、ため池と水路の防災についての質問をさせていただきます。

広島平和のバス運行事業につきましては、先ほど櫻井議員からも質問がありましたので、ダブる部分があるかと思いますが、回答の方をよろしくお願ひしたいと思います。

1945年8月6日、午前8時15分、広島に空に炸裂した人類初の原子爆弾、十数万人の命を一瞬にして奪い去り、今も原爆の後遺症に苦しむ人々、悲惨な原爆は人々のすべてを奪い去ったあれから74年、平和への願ひは人類共通の願ひであり、今も世界各地で紛争が続き、多くの尊い命が失われております。

さて、平成22年、7年間続いてきた平和のつどいに代わる事業として、広島平和記念式典への参加、原爆ドームや平和記念資料館見学等を盛り込んだ広島平和のバス事業が実施されることになりましたと、これは当時、私も公民館報の編集をやっておりましたので、そういうふうに記載されております。

と同時に、いわゆる前回、1年前にも、この平和のバスについての質問をさせていただきましたが、平和のつどいが平成15年から行われ、7回続きましたが、その5回目のときに、「この子たちの夏」という原爆の子どもたちが綴った詩の朗読劇を、いわゆる喬木の皆さんと一緒に作り上げた経緯がございまして、そのときには喬木中学校の体育館で何日も練習をし、その発表を行ったんですが、この間ずっと思い続けていたのが、なかなか平和のつどいだけでは伝わらない部分があるだろうということで、平和のバス事業という部分を、陰ながら、実施したらどうかということをやってきたのがきっかけでございます。

今年で10年、この平和のバス事業も来年以降再検討ということで、本年度をもって見直すということのようですが、その背景について、お伺ひをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 平成22年より始まった広島平和のバス運行事業は、この10年間で353名の村民の方が参加されました。

原子爆弾が投下された広島を訪ね、原爆ドーム、平和記念公園の折り鶴奉納、広島平和記念資料館の見学、翌日は、広島原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に参加をしました。広島市長の平和宣言、子ども代表の小学6年生による平和への誓い等をその場で実際に聴くことで、平和の大切さ、核兵器の廃絶についての思いを深く心に刻んだことと思ひます。

先ほど櫻井議員のご質問で答弁させていただいたとおり、この事業も今年で 10 回目を迎えて、いろんな課題も見えてまいりました。節目として総括をし、継続も含め、平和人権学習について多面的に学べる、そういったことも考えながら検討させていただく考えでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11 番（木下温司） 第 1 回に参加した子どもたちも 24 歳、中学生の手記の中で、まだ戦争が、また戦争が起これば、広島や長崎に落とされたときよりもたくさんの被害が出ると思います。この世から核兵器をなくしていかなければと思います。僕は一分一秒でも早くなくなることを願いますと、これは中学生が綴っている文章です。

また、平成 25 年、第 4 回の広島平和のバスの運行事業参加アンケートの中でも、今まで私は、広島平和記念式典はテレビでしか観たことがなく、ぜひ広島に行って式典に参加したいと思っていたので、このような事業をつくってくださってありがたいと思うし、戦争の苦しみや広島はこういう戦争があったところなんだ、ということ、目や耳、心で感じることでできる大切な機会だと、私は感じました。など貴重な体験ができたこの事業を継続し、平和の尊さを感じてほしいと記されております。

また、次の年のアンケートでも、中学生がぜひ継続をと訴えています。

こうした多感な中学生の学習機会としての平和のバス事業、中止後どのような事業を計画されているのか、来年度予算等にも関わってきますので、現段階での対応についてお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 本事業におきまして、参加の皆様より、今回の事業で学んだことを伝えていきたい、多くの方に体験してもらいたい、という報告書、アンケートの回答をいただいております。

今後の平和人権に関わる学習については、先ほど来申し上げておりますように、10 回の事業を総括し、継続も含め、現時点では次のように検討してまいりたいと考えております。

現在の国際情勢や沖縄戦等から平和人権問題を考える講演会、さらには、長野県内または近隣の戦争遺産を訪問する現地学習等の実施でございます。

広島平和のバス事業では、一般の方が少なく、中学生が多数を占めました。今後の学

習も、将来を担う子どもたちの平和人権学習の礎になるように、引き続き行ってまいりたいと考えます。

平和人権学習においては、小中学校との連携を持ちながら、より多くの子どもたちに学習の場を提供していきたいと考えます。

また、一般の方々にも、公民館の平和学習とも関連させ、ぜひ参加していただけるように広報に努めてまいりたいと考えます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11 番（木下温司） 今後もこれからの平和学習について、いろいろと計画をされていくということでお聞きをいたしました。

実は、なぜこの広島平和のバスの事業についてお伺いしたかといいますと、第5次総合計画の中で、分野5、教育文化の6で、人権尊重の推進が謳われておりますが、スワット分析による現状と課題でも、強みの部分で、広島平和のバス運行事業が挙げられ、また、計画の中でも広島平和のバスの継続が、施策への展開でも謳われております。

総合計画というのは、10年間のいわゆる背骨になって、それによって予算編成等もされているわけですので、この第5次総合計画が計画された時点では平成27年ですから、第6回くらいのときではないかなと思いますが、その時点では、この計画を立てられる段階で、広島平和のバスの重要性という部分が謳われておりますので、せいぜいできればこの第5次総合計画が終わります平成30、いわゆる令和7年くらいになるかと思いますが、そのくらいまで継続をし、その後について、喬木村の様相もリニアからいろんな形で交通形態も変わってくるので、できたらなあというような願いもありまして、この総合計画の一つの重要な部分であったと思いますので質問をしたわけですので。

報道によれば、8月6日には、各地で平和を願う式典が行われ、広島市の平和記念式典には、松本市、下伊那郡高森町、喬木村からそれぞれ40人規模の皆さんが参列し、式典後、被爆者の体験を聴いたり、公園内で折り鶴や花を捧げた、特に高森町の平和のかけはし使節団は30年以上も続いていて、平和教育の重要な位置づけとなっています。

昨年年第3回定例会の際にも、先ほど申し上げましたが、質問をさせていただきましたが、平和のつどいが7年、平成のバス事業が10年と、平和学習の一貫性に欠けるような気がしますが、もちろん一般企業であれば、スクラップアンドビルド、採算性の合わない事業は廃止していくのが常ですが、こうした事業は、収益性を追求した事業と違

います。

今回、参加することのできなかつた皆さんへの対応はどのようにされたのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 本年度の実施にあたり、今年度は10回目で事業の総括ということで告知し、募集したところ、募集定員を大幅に上回る申し込みがあり、平和人権学習への関心の高さがうかがえたことに感謝をするとともに、限られた予算内で最大限の努力をして定員の見直しを行いました。

そのような状況の中、参加を申し込まれた中学生には、現状と対応について、直接説明をし、保護者の方々には文書でお伝えをし、抽選を行いました。参加できなかつた皆さんへは、報告書の配布と報告会への参加を呼びかけ、参加者が広島で体験した思いを受け止めていただきたいと思います。

また、今後も平和について学ぶ心を持ち続けていただき、将来、ぜひ広島の地に立っていただきたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11番（木下温司） 次に、先ほど答弁もございましたけれども、平和学習・平和教育については、いろいろな方法があると思います。芸術の道を志しながら若くして戦場に散った学生の無念さがにじむ無言館、国策といわれ満州の開拓に散った開拓団員、戦争がもたらした数々の悲劇は計り知れません。身をもって体験した方々が高齢となり、語り部が少なくなる中、次に伝えるリレー役として、中学生の存在は大きなものとなると思います。

公民館活動でも、平和についての学習はされていますが、戦後生まれの世代が多くなる中、国会議員の発言した「戦争で北方領土を取り返す」、大きな波紋を呼びました。先日の新聞の投稿欄に、戦争はゲームではない。先の戦争で310万人もの人が戦死している。今も各地で尊い命が失われている現実からは、戦争を防ぐことはできないかもしれないが、歴史教育による戦争を防ぐことは可能だと考える。教科書による勉強だけでなく、広島や長崎、沖縄などの戦争遺構から、戦場の悲惨さを学習することも大事ではないか、と記しております。

また、先の喬木村戦没者慰霊祭のあいさつの中にも、平和教育の一環として、広島・

長崎の惨状を目で見、耳で聞くことによって、平和の時代が長く続くことを、という言葉があったと記憶しております。

この事業の成果を伝える報告会を今回計画されているということですが、時期的には10月頃、報告会の構成内容についてはまだ決まっていないようですが、子どもたちの体験が薄れないうちに語り継いでいただきたいと思います。

現段階で決まっていることがありましたら、お聞きをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

丸山教育長。

○教育長（丸山貢弘） 報告会の開催につきましては、中学校の文化祭が今月末ございます。

文化祭が終了した後、10月中旬に実力テストがありますので、その状況を見ながら、できるだけ早い時期に報告会を実施したいと考えております。

今回の報告に加えて、本年度はこれまでの事業を総括する内容も考えております。

議員ご指摘のとおり、参加者の体験が薄れないように、現在、報告書を作成しております。その上で開催をしてみたいと考えております。

報告会については、多数の方々にご参加いただけるように、参加者をはじめ多く村民の皆様方にもお知らせをしてみたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11番（木下温司） いろいろと学校の事情もあると思いますが、今も教育長、お話のように、できるだけ新鮮なうちに報告会ができればというふうに思います。

平和のバス事業のあり方や今後の平和学習の進め方について、総合的に検討してみたいと思いますのでとお話がありました。事業は変われども、原爆という歴史の事実をしっかりと受け止め、平和を維持する教育に力を注いでいただくことをお願いし、この広島平和のバス運行事業の今後についての質問を終わらせていただきます。

次に、もう1つの質問でございますが、ため池と水路の防災について、質問をさせていただきます。

山間地の小規模農家の農業の衰退により荒廃していく農地、その重要な施設であったため池、水路など、こうした施設が思わぬ事故につながる恐れがあります。かつては地権者、受益者がきちんと管理し、危険箇所等についてもきちんと情報を伝えてきました。

また、家庭内においても、世代を越える危険な箇所などについて、情報を伝えてきましたが、核家族の時代、その情報を伝えることができなくなっているのではと感じ

ます。

今後、こうした施設等についての事故対策について、伺います。

まず、ため池についての質問です。

県は、豪雨などで決壊した場合、人的被害の出る恐れのある防災重点ため池について、5月末時点で1,753箇所のうち4割、654箇所が対象になったと発表しております。県の基準は、これまで貯水量10万立方メートル以上、また堤防の高さが15メートル以上という基準で選んでいましたが、近年の西日本豪雨でため池の決壊が相次いだことで、農水省は新たな基準を公表、県はため池ごとに浸水想定区域をつくり、決壊した場合の再選定をしたものです。

村にはこのような基準の対象となるため池はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 昨年7月の豪雨では、西日本を中心に多くのため池が決壊し、甚大な被害が発生をいたしました。

決壊したため池には、防災重点ため池に選定されていなかった小規模なものが含まれていたことから、議員ご指摘のとおり、農林水産省は防災重点ため池についての考え方を見直し、新たな選定基準を策定、公表いたしました。

新たな選定基準では、ため池から家屋等までの距離や貯水量、ため池周辺区域の自然的、社会的条件等から必要と認めるものについて、選定をすることとしています。

また、長野県では、それに加えて、ため池ごとに浸水想定区域図を作成し、決壊した場合に歩行不可能となる範囲内に家屋、公共施設等があるものを、追加選定しています。

村内にある13箇所のため池のうち、再選定前は、防災重点ため池はありませんでしたが、新たな基準に基づき、県と調整を行い、浸水想定区域内に歩行不可能となる住宅が存在する加々須の田の口と、小川上平の新堤の2箇所を、防災重点ため池として再選定しています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11番（木下温司） 今、課長からお答えいただきましたが、基準になっているところも2箇所あるということですのでございます。基準外でも災害が発生するという恐れは充分あるわけですが、農家の高齢化や後継者不在により、管理者が少なくなる中、状況把握もできない状況のため池もあると思われま。

県では、市町村と連携したため池の名前や位置などを示すマップを作成、公表するほか、浸水予測や避難情報を示すハザードマップの作成を市町村に促すとしています。特に世代間の交流が少なくなり、また、外部からの移住者も増える中、こうした作業がどの基準で行われるのかわかりませんが、管理や情報が乏しくなっていく中、何らかの形でため池の位置、危険度などを伝えていく手段が必要と思われる。

今後、村としての対応をお聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） ため池に関する情報について、どのように共有をしていくかというご質問ですけれども、まず、すべてのため池における対応の流れについて、お答えをいたします。

はじめに、今年12月までに、ため池の所有者に農業用ため池の届出書を作成していただき、市町村経由で県に提出をします。

続いて、来年1月までに、県が平成28年に作成したすべてのため池の位置、管理者、構造等記載されたデータベースの確認作業を、ため池所有者と市町村が行います。

県は、来年3月までにそのデータベースを公表するとともに、名称、所在地、堤の高さ、貯水量等を記載したため池マップを作成します。そのため池マップを、市町村は、来年5月までにホームページや広報誌に掲載することとなっています。

続いて、防災重点ため池における対応の流れについて、お答えいたします。

はじめに、市町村は、来年3月までに緊急連絡網と緊急連絡先一覧を作成し、関係者に配布をいたします。同じく来年3月までに、県は既存の浸水想定区域を見直し、浸水想定区域内の家屋、公共施設等の数の再算定を行います。市町村は、それを来年5月までにホームページ等に掲載することになっております。

加えて、市町村は、令和5年までにハザードマップを作成、公表を行うとともに、令和3年3月までに、地域防災計画の見直しを行うことになっております。

本村では、来年度、国の補助金を活用してハザードマップの作成を行い、地域防災計画へ反映をさせていく予定です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11番（木下温司） 今、答弁をいただきましたが、マップの作成について、また災害対応について、現在進められているということで、今のところ安心をするところでございます。

また、ため池と同じように、水路についても同じことがいえると思います。

これは直接的には関係ありませんが、今年7月、最高小法廷において、農業用水路に浄化槽で処理したし尿を流している一般家庭に対し、河川法に基づき、使用料の支払いを強制できるかどうかという争点で争われた裁判で、強制できないとの判断を示しております。用水路の使用について争われた裁判でした。

今回、この排水の件ではなく、用水路の危険箇所について、ため池と同じように、今後どのように情報を伝えていくのか、お聞きをいたします。

最近ではゲリラ的な豪雨が発生し、普段ほとんど水のない水路でも、突如として水かさが増し、危険な状態になります。用水路に流されたというニュースを耳にしますが、ため池と同じように、昔から世代を越えて伝えられてきた情報も、今は難しくなってきました。草が生い茂り、水路の位置さえ確認できないような場所で、突然流されるといった危険があります。

防災マップと合わせ、こうした危険箇所等の情報提供をどのような形でしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 農業用水路の危険箇所に対する情報は、急傾斜地に存在する崩落危険箇所については台帳化をしてありますが、ゲリラ豪雨等の増水による危険箇所については、整備をされておられません。

増水が予想されるときには、まずは井水管理者が取水量を調整するなど、適正な管理をしていただかなくてはなりません。そのような管理の下でも急激な増水等の危険がある箇所があれば、情報提供をいただければ、台帳化をしていきたいと考えております。

その情報を、例えば、区、自治会の防災マップに記載し、共有することで、緊急時には近づかないようにするといった対応をすることも有効であると思います。

また、その箇所に改良工事等の要望が出された折には、より安全性が高まるように、区、自治会、井水管理者と検討を行い、事業実施を図りたいと考えています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○11番（木下温司） 通学路等におきましても、昔は先輩たちが、ここは危ないぞというようなことで、段々にこう伝えられていった時代なんです。今はなかなかそういった情報が伝わりませんので、危険箇所等がわからないような状況もあるかと思っています。そうい

ったゲリラ豪雨等に対応するような対策も、今後、この少子化、それから段々地域コミュニティが薄れていく中では、考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

こうしたため池、水路は、基本的には受益者等の組織により管理されていますが、こと災害については、いつ、どのような状況で発生するかわかりません。水路等での事故は、消防の統計によりますと、水難事故として処理されておりまして、統計上、水路で亡くなったとか、そういうような部分での統計は出ておりませんが、いずれにせよ、高齢化、農地の荒廃、少子化がもたらす新たな問題としてとらえていく必要があると感じます。

以上で私の2つの質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問は終わります。

◇ 通告6番 福澤 眞理子 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告6番、福澤眞理子君。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 議席番号3番、福澤眞理子です。失礼しました。

2つの質問をお願いします。

1つ目ですけれども、選挙公報の配布について、お伺いいたします。

先の先回、先ほど、先日というか、行われました参議院の選挙におきまして、選挙公報の配布が新聞折り込みで行われましたけれども、村民の中から、広告に紛れて気がつかない、わかりにくかったというご意見だとか、それからまた、公報はちゃんと届くべきではないのかということで、新聞折り込みに、新聞を取っておられない家庭には直接届かなかったということで、新聞折り込みになったのはどういう理由かということで、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） 喬木村では、原則として毎月16日に役場から文書を配布を行っております。職員が分類しまして、おおむね当日もしくは翌日中には、各職員が受け持つ通報委員宅までお届けをさせていただいて、通報委員の皆様が各世帯へ回覧もしくは配布を行っていただいております。

また、組合未加入者に向けましては、補完措置といたしまして、役場の窓口、福祉セ

ンター、阿島及び富田郵便局、みなみ信州農協、Aコープたかぎ店、たかぎ農村交流センター、多機能型施設アスポに配置をして、情報取得いただいております。

通報委員も、単身世帯や高齢世帯とさまざまございまして、加えまして、勤務等で不在の世帯も多く、取り回しによる回覧方法を行っている組合におきましては、組合世帯数によっては、最後の世帯に届くまでに7日程度の日数を要しているということで、配布の遅延についてのお問い合わせ、ご意見もいただいております。

特に選挙公報につきましては、配布する時期が、村の文書定期発送日に間に合わないということもございまして、選挙公報が選挙管理委員会に届いた日に分類をして、翌日もしくは翌日以降に、職員より通報委員宅まで配達をし、早期の配達を依頼をして各世帯に配布をしていただかなければならないという状況でございます。

配布する文書の量も大変多いということでございまして、重量も多いということで、それから短期に配布しなきゃいけないということで、通報委員の皆様が各世帯に配布するための労力的な負担というものが大変大きく、改善を求められるような声も寄せられているところが背景にございます。

それでは、今、質問をいただきました変更理由について、ご答弁申し上げます。

1つ目の理由といたしまして、通報委員の負担軽減でございます。

北部ブロックの町村の状況を申し上げますと、以前から新聞折り込みによる配布を実施している町村は、松川町と高森町、大鹿村と豊丘村につきましては、組合回覧の方法を行っている状態でございます。

新聞折り込みの方法を採用したきっかけというのは、先ほども申し上げましたとおり、まずは通報委員様の負担軽減でございます。

あと2つ目の理由といたしましては、迅速に選挙公報を配布したいということでございます。

選挙公報の発行に関する条例、これは条例で定めてあるところでございまして、その5条に、選挙公報は、選挙期日前2日前までに配布すること、というものがまず謳われております。そして、2日前までに届けることが困難な特別な理由がある場合は、新聞折り込みができること。その場合、役場その他適当な場所に備え置く補完的措置を講ずることにより、入手が困難、入手が簡易に入手できるようにすることができればよいと記されているわけでございます。

今回の参議院議員選挙の選挙公報、まず公示日が7月4日、選挙公報を受領したのが7月10日でございます。10日の夕方でございます。

従前の通報委員さんを通じての配布した場合には、最も早く対応したとしても、職員が通報委員に配布できるのは7月11日の午後、もしくは7月12日の組合回覧で取り回しの方法をとっていただくことを想定いたしますと、先ほども申し上げましたとおり、最後の世帯に届くのが7月19日ということで、大変ギリギリな状態になってしまうということです。投票日が21日でしたので、そのような状況が発生することが懸念されます。

一方、新聞折り込みの今回の配布につきましては、10日の夕方に受け取りまして、そのまま折り込みセンターへ持ち込んでおります。その結果、7月12日の朝刊に間に合わせる事が可能となったということでございます。

喬木村では、投票者の4割の有権者の方が、期日前投票の制度を利用しているということが定着をされております。平成28年の国政選挙から18歳の選挙年齢に引き下げられたことによりまして、これにつきましても、主権者教育の観点からも、早期の配布をすることを選挙管理委員会の方で協議をいたしまして、今回、新聞折り込みの配布の方法を決定したわけでございます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 事情はわかりました。

次ですが、関連質問で、有権者のいる世帯に対して、今回の新聞折り込みという方法で配布された割合、配布されなかった世帯はどのくらいになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） 配布割合について、答弁いたします。

有権者世帯数は2,129世帯、これに対しまして新聞購読世帯数は1,705軒の世帯でございまして、全体の80%の世帯に新聞折り込みによる配布を実施をいたしました。今回、特別養護老人ホーム喬木荘の50世帯、それから喬木悠生寮の40世帯をはじめまして、それから「ぼけっと」だとかそういったところにも、村内の福祉施設には直接配布をさせていただきます。

それから、補完措置といたしまして、役場の窓口、福祉センターの期日前投票所、そのほかに住民の皆様が集まる施設といたしまして、喬木村デイサービスセンター、多機

能型施設アスポ、たかぎ交流センターに一定程度ご用意をさせていただき、その情報につきましては、くりんネット放送でお知らせをいたしました。

住民票を残したまま村外への病院等へ入院されている世帯だとか、遠隔地にお住まいの方もおられますので、正確には把握はできませんけれども、差引計算をいたしますと、約 300 世帯弱の方については、直接お届けになっておりませんので、何らかの方法でとられたのかは、ちょっとこちらの方では把握できない状況でございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 関連質問の2つ目ですけれども、新聞を取っていないという世帯の方が必要な方は、先ほど答弁がありましたように、若干余裕があるので、置いてあるところに取りに来てくださいというふうに、くりんネットで呼びかけられておりましたことは承知しております。

ただ、本来、有権者にやっぱり等しく届けられるべきものではないかというふうに考えるわけですけれども、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） まず、選挙の情報につきましては、毎選挙ごとでございますけれども、選挙の公示日もしくは告示日前に案内のチラシを作成をいたしまして、配布をしたり、新聞未購読者の対策といたしまして、ホームページへの掲載、くりんネット・いちごチャンネルを活用いたしました啓発活動を一定期間設けまして、情報を継続的に発信をしておるところでございます。

情報は、早期にお知らせをすることが重大と考えておりまして、日が経つにつれて価値が下がるものと考えておりますので、早めの情報発信にまず努めておりますので、まず情報といたしましては、新聞・テレビ、いろいろなところで選挙については情報が流れているかと思っておりますので、一定程度の情報は提供できている。それはまず一段階としてできているというふうに考えております。

今回のチラシの中には、新たにQRコードを活用いたしまして、そのQRコードからアクセスをいたしますと、公示日もしくは告示日の時点で、いち早く投票の候補者の情報、政党の状況が取られるように工夫をさせていただくというような、新たな改善策もとらせていただいております。

新聞折り込みの配布方法については、これは特別な事情がある場合ということでござ

いますので、あらかじめ長野県選挙管理委員会へ、特別な事情と補完措置の内容について、届け出ることが必要となっております、あらかじめ届け出を行わせていただいております。その中で、配布方法、補完措置について、その他選挙人の請求により郵送をすることも記入をして提出をしてありますので、その提出した結果につきまして、指摘事項もなく、適正と判断されておりますので、そのような方法をとらせていただいております。

また、同様な方法を実施しております松川町・高森町の状況につきまして調査をいたしました、やはり同様のよう補完措置をとりながら、広報もしくは音声告知をしながら取り組んでいることで、今まで一度も苦情等のご意見は寄せられていないということのようでございます。

人口減少社会、地域縮小の時代の中で、総合計画の中でも「協働のむらづくり」を掲げていることは、議員もご存じのことかと思えます。「あれもこれも」のサービスの提供から、「あれかこれか」こちら側が情報をいくつか用意する中で、それを住民の皆様が選択いただくことも、これからそのような時代が変わってくるのではないかというふうに思っております。

行政もいろいろな多様な手段を選択肢として用意しておりますので、それを活用がうまくできれば、平等性は担保されるんじゃないかというふうに考えております。

一番いいのは、郵送ということも考えたんですけども、今後の中で、郵便局の配達土日できなくなるというようなことも報道で聞いておるわけでございまして、特に公報が選挙管理委員会、こちらが届け出場所に取りに行くわけですが、土曜日それから週末というのがほとんどでございます。それからの発送となりますと、その受け取った当日に新聞折り込み所へ持ち込むことが、一番早く皆様方に提供できるというふうに考えておりますので、そのようなこともお認めいただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） 説明はよくわかりました。

3番目になりますけれども、回答いただいておりますが、選挙は求めれば情報は得られるというふうに思うところですが、やはり若い方だけではなくて、足が悪いとか、新聞は取っていない高齢者の方もいらっしゃると思えますし、できるだけそういう方も含

めて、有権者の元に情報提供されるような方法を、ぜひさらに検討をしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） 現時点では、多様な手段を選択肢としてご用意をさせていただいておりますので、一定程度は情報の発信はできているかなあというふうには考えております。

それから、今、高齢者の実態について、ご意見いただきました。実は、期日前投票所の投票について、高齢者の方の半数が期日前投票所を活用していただいておりますので、私も、期日前投票所にいくつか確認をさせていただいているのは、選挙前にわからないときについては、期日前投票所の前にご用意させていただいている選挙公報をごらんになりながら、わかる、わからんは別といたしまして、ごらんになって投票に臨まれている方は多くお見受けをさせていただいております。ということがございましたので、ご報告をさせていただきます。

それで、ここで福澤議員に反対にご質問をしたいと思いますが、議長さん、よろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） それでは、反問を許可いたします。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） ありがとうございます。

先ほどまでにご説明をさせていただきました、まず迅速にお届けをしたいということと、それから通報委員さんの遅延の問題、それからご負担の問題、それから補完措置的なもの、この3つを考えて重視して行っているわけでございますが、今とっております配布方法、新聞を中心に切り替えたわけでございますが、それ以外に福澤議員の中で、ほかに何かご提案等お考えがございましたら、教えていただきたいと思います。それによりましては、次回以降の配布方法も考えていかなければなりませんので、そういった意味でのご質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（下岡幸文） 福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 今までの説明で、有権者の元に届けられるまでに、例えば、県との関係とかで日程的な問題などさまざまにあることは理解が不足しておりました。

今、ご質問ですけれども、今ここで答えできる根本的な解決のできる提案は、申し訳ありませんが、ありません。

ただ、今、有権者というか、選挙のたびに投票率の低下が報道されておりますし、子

どもたちも、やっぱりその主権者教育ということで、小学生の孫が夏休みに選挙のポスターに取り組んでおったりとか、それから中学生が参加をして、これは喬木村の選挙管理委員会で主催をして取り組まれていることだと思いますけれども、選挙の街頭啓発も行われているところです。選挙の広報の車も回っているのも承知しております。

ただ、一つは、やっぱりその選挙を、政治へのその大人の方ですね、選挙権を持つ方のやっぱり政治への関心を高めたりとか、無関心をなくしていくことが、やっぱり政治への参加というか、そういったところにはとても大事だと思います。そこにはやっぱり広くこのメディアを通じた広報とともに、やっぱりその声をかける、かけ合うという、そういうことも一つはとても大事なことじゃないかなあというふうに思っています。その方法について、いま手立てを、すいません、持っておりませんが、そんなことを私どもも一生懸命考えていきたいと思ひますし、ぜひ行政の方でも一緒に考えていただきたいと思うところですが、よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） それでは、改めて答弁願います。

鞍馬選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（鞍馬 淳） ありがとうございます。

補完措置について、今回、新たな初めての取り組みということもございましたので、福澤議員さんの方からのお気持ちは充分お酌み取りをさせていただきました。

補完措置として、今の施設が足りるのか、足りないのか、今はメインとなります下段ばかりということになるかと思ひますので、この点につきましては、選挙管理委員会の中で補完措置について、もう一度、見直しするかどうかを含めまして検討させていただく中で、配布方法について考えていきたいと思ひております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 私どももまた一生懸命考えていきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

次に、質問の2つ目に移ります。

村のホームページの情報が新しくなっていないとか、更新されていないものが散見されて、更新はどのように行われているか、お伺ひしたいと思ひます。

1つ目ですが、制度の変更やお知らせなど、新着のトピックスのような形で載せられておりますけれども、制度の説明のページなどでまとめられたものを見ようとすると、

古いままになっている情報がみられております。

仕事に就いていたとき、利用者様の県外に住むご家族様が、インターネットや自治体のホームページなどで情報を得て、相談を受けることもありました。

現在のインターネットで情報を検索することも多くなっていると思われますので、遠方の方や他市町村の方におかれましては、村のホームページで情報を得るという方も多くあると思います。正確な情報が掲載されていることが大切だと考えますので、ホームページの更新について、いつ、どのように、誰によって行われているか、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） ご質問の更新方法ですが、ホームページの主管課は総務課の情報統計係になり、具体的に記事の記載については、各課それぞれの担当者、または、各課から選出されている広報委員会の委員が、課内のものを随時更新しております。

また、更新された記事が直接ホームページに反映されますと、内容の誤りや誤字脱字といった、他の記事との統一感や、担当者以外のほかの者にも伝わりやすいかとかいった観点でのチェックができないため、システム上で、まず担当課長が記事の承認を行い、担当課長が承認したものを情報統計係が再度承認して、初めてホームページに反映されるよう運用しております。

ホームページ全体の構成やレイアウトなどは、広報委員会や広報モニターの意見を参考にして、新規ページやバナーの設置を行っているのが現状であります。

議員のご指摘のとおり、発信する情報は、常に最新のものを正確に伝達することが重要であるということは常に認識をしております。

現在 100 件程度の記事があります。すいません。申し訳ございません。現在 1,000 件でした。1,000 件程度の記事があります。

記事の更新については、各担当課に任せておりましたが、情報の古い記事等が散見されるようになりましたので、一昨年より庁内で、ホームページ見直し週間を設けて対応をしております。2 週間～1 カ月の期間で、集中的に確認すべき事項を主管課より示し、各担当課に確認させており、直近ですと、今年の 3 月～6 月の間で 2 段階に分けて見直しを行い、およそ 470 件の記事の削除または修正を行ったところです。

今後も、1 年に一回は見直し週間を設けて対応してまいります。

しかしながら、議員より個別のご指摘をいただきました具体的な記事については、情

報が古いものがあったことを確認いたしましたので、そちらについては、直ちに担当者へ記事の修正を行うよう指示をいたしまして、更新内容をご確認をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 関連質問にいきますけれども、いま答弁をいただきまして、総括は総務課であること、更新や見直しは各課の係がそれぞれ随時行っており、各課から選出された広報委員がフォローする形をとっていると。更新する情報については、各課の課長、それから情報統計係の点検を、チェックを得てアップされるということを確認できました。

さらに一回、年に一回、強調月間が設けられて、見直しの作業を行っているというふうにお話をお聞きしましたので、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほどの答弁のとおりでありますけれども、今後も随時に確認を加えまして、定期的に見直し週間を設けて対応していくということでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 関連質問の2番目についてですけれども、自分としては、体制の強化が必要ではないかというふうに考えておりましたけれども、先の答弁の中で、総務課を統括として、係、広報委員等によりホームページの更新が複数体制をもって行われているということをお聞きいたしました。

それから、誤った情報が掲載されることのないよう、係が作成した内容について、課長、情報統計係の確認を得てホームページに掲載するように、仕組みの改善を行ったというふうにお聞きしましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 現在、議員の方で言っていたとおりであります。担当に加えて、各課の広報委員が対応するとともに、それぞれの課長、また最終的には情報統計係が確認するよう対応を強化しております。

当面は、この体制の方で状況を確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

先にも申しましたとおり、情報は常に最新のものを正確に、またわかりやすく伝えることが重要と考えております。再度、職員にも意識を持つよう啓発を行って対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 仕組みの改善等も含めて、改善されているということを理解しました。

対策は、改善されておりますけれども、人間ですので、ミスが起こります。一度できあがったものは、原稿も同じですけれども、見直しをしても気がつかないことが、日常の中でも往々にしてあることだと思います。

村のホームページは、自分の感想としては、とてもさわやかな印象で検索もしやすいというふうに感じております。

ふるさと納税のお礼品のページを見ますと、村を訪れたことがないという納税者の方から、一度行ってみたい、というような感想がよく書き込まれています。村のホームページで情報を得られているのではないかというふうに感じます。

ぜひこれからも、見て楽しく、正確な情報が得られるホームページになるように望みます。

これで質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤眞理子議員の質問は終わります。

お諮りいたします。

ここで昼食のため、休憩といたします。

午後の再開は1時といたします。

休 憩 午前 11 時 45 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇ 通告7番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 通告7番、後藤章人君。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人です。

村民の皆様の交通安全に関わることと、イベントにおける参加者の安全についての2つの質問をします。

児童・生徒への交通安全に関する指導の内容を、できるだけ具体的にお聞きしたいと思いますが、まず、自転車の乗り方、そして友だちと一緒にのときの道路の歩き方の指導に関して、質問します。

私は、毎日の生活の中で車に乗る機会が多いのですが、その際、自転車に乗った児童・生徒によく出会います。そのほとんどが右側通行です。ヘルメットをかぶり、それは真剣な表情で走っています。学校でも安全のための指導は行っていると思いますが、その子どもたちの姿を見ますと、自転車は左側通行ということを理解せず、右側を通行することに何の疑問も持っていないかのように感じます。

また、下校の際、友だちと2列3列になって歩いている姿も希に見かけます。自分も、中学の頃を振り返りますと、同じことをしていたので、現在の子どもの気持ちはいくわかります。しかし、昔と違いまして、今は通行する車両の数が格段に増えています。また、リニアの工事に伴い、今後、車両が一気に増えることは目に見えています。同時に事故の危険も増大します。

そこでお聞きしますが、自転車の乗り方、友だちと一緒にのときの道路の歩き方を、どのようにして指導しているのでしょうか。

○議長（下岡幸文） それでは、答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 児童・生徒への交通安全のルールの指導につきまして、どのように行っているか、というご質問にお答えしますけれども、小学校では、自転車の乗り方や道路の歩き方などにつきまして、「学校のきまり」「休み中の過ごし方」というようなプリントを配布しまして、児童への指導を行っております。

その中には、グリーンゾーンがある道を歩くときはグリーンゾーンを歩くこと、下り坂は走らないこと、車や物陰から道路に飛び出さないこと、道路でふざけたり遊んだりしないことが記載されております。

また、4月には交通安全教室を開催しまして、警察官から、安全な歩行の仕方、安全な自転車の乗り方など、交通安全に関する指導を受けております。その中で、自転車に乗るときは左側通行、自転車を押して歩くときは右側通行と、そういった指導もさせて

いただいております。

また、先生方が通学路のポイントに立って、直接、児童に対して指導を行っております。

中学校におきましては、同じく4月に交通安全教室を実施しまして、自転車の乗り方の5原則、自転車は車道が原則、車道を走るときは左側通行、歩道は歩行者優先、安全ルールを守る、ヘルメットの着用を示しまして、指導を行っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 先ほど申しましたように、子どもたちは危険を感じるというより、自信を持って、何の疑いもなく自転車で右側を走っているように見えるのですが、ただいま答弁いただきました指導がよく理解されているのかどうかを、学校では把握をしているのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 学校では、帰りの会や学年で集まった際に、先生方による声かけに対する反応で、児童、子どもさんたちが理解できていないなということを判断した場合には、繰り返し指導を行うように学校では行っております。

また、地域の方などから連絡があった場合は、子どもたちへの指導はもちろんですが、似たような事案が続けて起こっていないかを調査しまして、先生方全体に共有するようにしております。

P T Aの校外指導部では、月1回、街頭指導を行っていただいております。地区ごとの登下校の様子を集約することで、学校の職員会議において全体に共有をしております。

議員にご指摘いただきました自転車または歩行のルール、交通安全のルールにつきまして、改めて学校に連絡をしまして、再度指導を徹底するように呼びかけてまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 指導の方法とか内容について、私が口を挟む、出すような事柄ではないとは思っております。なにとぞ子どもたちが正しく理解して、正しく実践できるよう、そんなふうに通じていただきたいと思います。願うところでございます。

本来、子どもたちの安全は、学校だけでなく、家庭、地域でも見守るとするのがベストと思っておりますが、実際には学校に頼るところが大きいと思っております。これからリニア・三遠南信の開通により、村が大きく変わろうとしているとき、子どもたちの安全は村全体で守っていきたいと思います。

ちなみに、先日、警察に行って聞きましたところ、その左側通行のことを聞きましたところ、交通量の多い道路、それは、そこにおいては歩道を自転車で走ってもよいという指導はしているそうです。そして、そうでない道路は、原則、あくまでも左側通行であるということ聞いてまいりました。

どうかそんなことも、子どもたちにも理解してもらうように努めていただきたいと思っています。

今回は、今の質問は、児童・生徒に限定したような形で質問しましたが、実際には、大人も交通ルールを守らなければいけない場面をよく見ます。ルールを守るということは、大人、子どもを問わず、皆で心していかなければならないと、そんなふうに思います。

それでは次に、高齢者といわれる方々に関わる質問をします。

最近、高齢の方々の勘違いによる事故が全国的に問題となっております。報道を見ると、大変失礼ではあると思いますけれども、「あ、またか」というような思いで見えてまいります。しかし、実際には、このような事故は、運転者誰にも起こる可能性のあることなのです。明日は我が身という言葉もあります。

交通安全対策は、本来、個々の責任の範疇であり、行政にそれを求めるのは筋違いなことなのかもしれません。しかし、現在の高齢者の方々の事故、その状況は、一般的な交通事故同様に、もう社会問題化しているといっても過言ではないと感じるところでございます。

東京では、車の緊急発進防止装置の取り付けに対し、補助を行うという発表がありました。しかも補助率は9割だそうです。自治体の9割負担というものは、あり得ない話だなど、実際のところ感じました。私は、東京都と同じような補助をすぐさま望むわけでもなく、よそがやったからうちも的な発想はもっておりませんが、東京も安全策の検討をしたことは確かであります。

今後、確実に交通量の増加が見込まれる中、高齢者の方の免許返納だけを安全対策であると考えるのは、電車などの交通網が発達していない当地方においては、ふさわしくない考え方であり、返納せざるを得ない方々にとっても非常に寂しい感じがします。幸

い、当村ではそのような事故は起きておりませんが、今後、交通量の増加に伴い、事故の起きる可能性が高くなることは容易に想像がつきます。

その事故防止策は、どう考えておられるでしょうか。

急発進防止装置の取り付けを含め、少しでも安全と思えるような方策はないものか、検討を始めてもよい時期ではないでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 議員からもお話がありましたけれども、高齢者をめぐる交通事故につきましては、以前から指摘されておりました。近年では、全国各地で多くの方の命が奪われる重大な事故が多発し、社会問題になっていることは周知のとおりです。身近なところでも、大きな事故にはならなかったものの、同様な事例は聞いておまして、課題として認識をしているところです。

その一方で、当村のような公共交通が少ない中山間地域では、高齢者にとっては、車は日常の足としてなくてはならないものであり、その問題はさらに深刻な課題だと認識をしているところであります。

国では、この6月21日に閣議決定がされた「成長戦略フォローアップ」の中で、新車を対象とした衝突軽減ブレーキの義務づけや、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等への性能認定制度の導入について、年内を目途に結論を得ることとされております。また、安全運転支援性能を有する自動車を前提として、高齢者が運転できる免許制度の創設についても、年度内に方向性を得ることとされているところであります。

先ほど議員のお話にもありましたけれども、この補助制度について大きく報道された東京都では、70歳以上の高齢運転者に、安全運転支援装置の販売設置を行う事業者に対して9割を補助する制度が7月から開始されており、県内でも、飯綱町では65歳以上の高齢運転者に対し、先進安全自動車の新車購入に要する費用の一部を定額で補助する制度が施行されております。

長野県の方でも、9月下旬から高齢者の移動手段等も含めて、会議体により検討を始めるとのことです。

高齢者の事故防止対策については、当村としましては、これまで進めてきております、交通安全協会等の関係機関との連携による交通安全運動を推進するソフト面の対策と、カーブミラーの設置、ストップラインの標示や注意看板の設置等のハード面の対策を引き続き進めてまいります。

高齢者の事故防止については、一つの自治体の対応だけでは充分でないということは、充分なものにはならないとも考えております。

国及び県、他の自治体の動向も確認しつつ、議員からのご提案を含め、新たな高齢者交通事故防止対策について、研究を行いたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 恥ずかしい話ですが、そこまでいろいろと対策に関して、国から、それから県でも話があるんだなということは、ちょっといくつか知らないことがありました。頼もしいというか、うれしい限りだと思っております。

ただいまの答弁の中にも、ちょっともうお答えのようなものは見えたなあと思うんですけども、もう1つ、お聞きしたいんですが、新車でもう既にその補助装置の付いている車もあると、そんなふうにお聞きします。それを購入した場合の補助というものについては、その装置の付いた新車を購入した場合の補助というものについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 先ほどの答弁と同様になりますけれども、そのようなケースも今ご紹介いただきましたので、含めて研究を行いたいというふうに考えております。

高齢者の事故については、以前からも指摘されているんですけども、運転者の「自分は多分大丈夫」といった考えから、「自分にもあり得るかも」と認識してもらうことが、最初の第一歩であると考えますので、引き続き広報等の周知活動にも取り組んでまいります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 高齢者の方々に関する事柄につきましては、よく理解できまして、また頼もしい言葉もいただいたような気がいたします。

それでは、もう1つ、交通安全のことですが、リニアの工事が始まります。それに伴って車両の数が増えるということは、もう目に見えたことだと思います。その間の交通安全対策として、ダンプの通行を一括してコントロールするような機関、そんなものがあればと思うのですが、また、カーブミラーの見直し、新たなる設置、そして防犯カメラの設置等の検討についてはどんなふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） J R 東海は、8月8日に、天竜川橋梁と本村内の高架橋、合わせて約960メートル間の工事事業者の公募を開始いたしました。新聞報道によれば、来年度に工事説明会を開催し、来年下半期には工事着工したいとのことです。

また、堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードにつきましては、ご承知のとおり、付帯工事が進められており、今後、村道の新設改良工事や造成工事が計画をされております。

工事期間における交通安全対策は、とのご質問ですけれども、施工中の堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード付帯工事においては、交通誘導員の配置、作業員への安全教育、注意喚起の看板の設置、工事用車両の明示等が実施をされておまして、基本的には同様の対策を施していくことになります。

今後、阿島北のリニア本線工事と堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードの造成工事や製作設備設置工事が重なってまいります。また、三遠南信自動車道飯橋道路3工区では、多くの工事が並行して施工されているところです。

工事用車両が特定の地区や道路に集中することが予想される場合には、村が、J R 東海や施工業者、飯田国道事務所と協議し、先ほどの対策に加えて、一日当たりの通行台数ですとか、通行時間、通行ルート分散について、調整を行っていきたいと考えております。

一方、この地域全体で見ますと、リニア本線や長野県駅の工事のみならず、国道153号飯田北改良、座光寺上郷道路、座光寺スマートインターチェンジの設置といったアクセス道路網の整備、高森町へ整備されるガイドウェイ製作・保管ヤードとそのアクセス道路や、厚生病院前のラウンドアバウトの整備、宮ヶ瀬橋や竜神大橋の架橋といった工事が集中をしております。

発注者も、国やJ R 東海、長野県、市町村と多岐にわたり、受注業者もスーパーゼネコンから地元建設業者まで混在することが予想されます。

リニア沿線市町村長とJ R 東海幹部との意見交換会において、市瀬村長より、地域全体として工事用車両の運行について調整する機関の設置を提案させていただいたところでありまして、現在、北部総合事務組合のワーキンググループで、北部管内のリニアをはじめとするそれぞれの工事計画を把握したり、調整機関の設置を県に働きかけていくような協議ができるように、いま事務局と調整を行っているところです。

そのような協議を通じて、調整期間の設置を実現するとともに、そこでの情報共有に

より、村内の工事用車両の状況を把握し、通行台数や時間の調整、交通誘導員の適正配置といった交通安全対策につなげていきたいと考えています。

カーブミラーの見直し、新たな設置につきましては、工事用車両の運行ルートが明らかになった段階で、交通安全協会とも連携し、現地を確認しながら対応を検討したいと考えております。

防犯カメラにつきましては、工事用車両の現状について見てみますと、先ほど申し上げましたように、三遠南信自動車道とか中央新幹線の何号車といったように標示がされておりまして、何か問題が発生すれば、沿線の住民の皆さんや通行車両より事業主体の方に早期に連絡が入り、対応できていると認識はしております。

防犯カメラの必要性につきましては、運行ルートが明らかになった段階で、研究の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 今お聞きしますと、交通安全について、万全の対策を考えてくれているようで心強い気はしますが、そうは申しまして、やはり先ほども申しましたが、交通安全というものは各自が気をつけていくべきもの、まずそこが基本だと思いますので、そこに皆さん、注意して、私も含めて注意していくのがいいのではないかと、そんなふう感じたところでございます。

次に、イベント開催の際の安全に係る質問をいたします。

先日、天竜川でカヌーのイベントの最中、痛ましい事故が起きてしまいました。どんなに安全対策を講じていても、完璧に事故を防ぐということは難しいことです。今回の天竜川の件も、さまざまな事故を想定し、それに対処すべく安全対策はとっていたのですが、誰もが予想していなかったことが起きてしまいました。事故というものはそういうものだ、ということをしっかり認識し、そこからさまざまなことを学び取らなければならないと感じています。

当村にあっては、今回のように、危険と隣り合わせのような、水に関わるようなそんなイベントはありませんが、ふるさと祭り、総合文化祭という大きなイベントがあります。そこにも必ず危険が潜んでいると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 先月25日に発生した全日本天竜川カヌー大会における死亡事故

は、今年で48回目の開催になりますが、死者が出たのは初めてと報じられています。

大会開催に際しては、天竜川の水量は競技に支障のあるような状態ではなく、選手はスタート前に救命胴衣などの点検を受け、本人も胴衣を着用し、体調不良の申告もなかったとのこと。また、流れが速いところなどに救助要員、コース途中には選手の通過を確認する要員を配置していました。

原因究明はまだのようですが、万全の対策を講じていても事故は発生するというのを、改めて肝に銘じたいと思います。

さて、議員お尋ねの村のイベントに潜む危険についてですが、ふるさと祭りでは、花火の暴発や火災等、まずは火による事故が心配されます。そのほか文化祭を含めまして、出店では火気を扱いますので、ガスの爆発や出火の恐れがありますし、食中毒等食品衛生についても配慮が必要になります。さらには、イベントでは多くの人出となりますので、歩行者、横断者及び通行車両の交通安全対策が大きな課題となってきます。

特に最近では、運転誤りによる暴走した車が人混みに突っ込む事故も散発していることから、物理的な対策も必要であると考えます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） ただいま答弁いただきました細かい内容、まさにそのとおりの危険が潜んでいると思います。

今まで喬木村では、どのイベントにおいても、交通関係のこと、それからいま答弁の中にもありましたが、露地で使用するガスのこと、またそこで売られる食品についての中毒など、どれに関しても大きな事故は起きてはおりませんが、過去においては、他地域で何度も報道されたような事故は起きております。今まで何もなく済んできたから、これからもというのではなく、むしろ安心しきっている自分たちの気持ちが危険と感じられます。

いつ起こるかわからない事故に対して、天竜川の件を教訓とし、プロパンガスの事故、交通に関わる事故、食品に関わる事故など、それに対する安全策の強化を図る必要があるのではないのでしょうか。例えば、3年に一度、5年に一度、そんな感じで、それぞれのガスの専門家、それから安協の方々、そして食品に関わる専門家、そんな方たちによる安全の講習など、受けるようにしたらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） まず、交通安全対策については、消防団による進入禁止や交通安全協会の皆さんに誘導等を行っていただいておりますが、特に交通の激しい箇所や歩行者の横断箇所等については、警備会社へ委託し、プロのガードマンによる交通整理へと切り替えてきております。

出店による火気使用に際しては、主催者側から消防署への露店営業届の提出が義務づけられており、開催日当日には、火気を扱うテントを消防署とともに巡視し、調理器具の使用状況や消火器の設置等について確認しています。

食品衛生については、出店者から保健所許可書と検便結果を提出いただくとともに、出店者会議の折に、専門家である商工会商品衛生推進員の方から、食品を扱う際の注意事項等について、直接ご指導いただいております。また、出店当日には、検食として、商品サンプルを2週間冷凍保存しております。

とはいいまでも、これまで各分野の取り組み状況を報告させていただきましたが、議員からは、慣れや従来どおりといった気の緩みに危険が潜む点を、今回ご指摘いただいていると感じているところがございます。

ご提案いただきました専門家による講習については、イベント直前はそれぞれ忙しいため、冬の間の開催など、時期を考慮するとともに、過去の事例や最近の傾向を学ぶなど、開催に向け、検討してまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 事細かに事故に備えた対応をしてくれているんだということはよくわかりました。天竜川の今回の事故と当村のイベントの場合の事故とは、少し異種のようなといいますか、少し違うかなという気もしますが、教訓となるものは教訓として受け止め、私たち自分たちの私たちの中に生かしていきたいと、そんなふうに思うところがございます。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問は終わります。

◇ 通告8番 佐藤 文彦 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告8番、佐藤文彦君。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

それでは、今回、私からは、今後の喬木村の地域医療のあり方について、4点ほどお伺いしたいというふうに思います。

現在、喬木村には2つの開業医によります診療所があり、地域の安心、安全を支えていただいております。

昨今は全国的に見ましても、医師不足というものが深刻でありまして、長野県においても大きな課題とされております。自分たちの暮らす地域で安心して医療を受けたい、こうした県民全体の強い思いを受け、県としても医師確保対策を県政の最重点課題の一つと掲げ、ドクターバンクであったり、信州型総合医の養成支援など、さまざまな支援に取り組まれております。そのような施策支援がありながらも、なかなか成果として実感できずにおりまして、各医療機関であったり、各自治体においても、医師の確保には大変苦慮されている現状であるというふうにお聞きをしております。

やはりこの地域にお医者さんがいるという、そういった安心感というものは、この地域の魅力の一つであります。

例えば、大きな病気であったりけがであったりすれば、当然、村外の総合病院にお世話になるような機会は多いと思いますが、軽い風邪をひいたりだとか、腹痛、例えば、体の違和感だったり、また小さなけがであったりすれば、かかりつけ医である地元の診療所を受診するケースが多いのではないかなというふうに思うんです。

そのようなことから、この地域における一次診療所の存在というものは、大きなものがあるというふうに感じております。

そんな中で、当村の今後の地域医療を見据えたときに、果たしてこの先も医師のいる地域であるという安心感を持ち続けられるのか、不安を感じられる住民も少なくないのではないかというふうに感じます。

そこでお伺いをいたしますが、現在、喬木村には2つの医療機関があるわけですが、そんな中、村として把握されている現状と課題について、課題は何であるかをお伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

現在、喬木村には、歯科医院を除きますと、2つの医院がありまして、それぞれの先生方におかれましては、村民の方の健康維持のためにご尽力をいただいております。

議員の、村の現状と課題は、とのご質問でございますけれども、まず現状としまして

は、国保の被保険者の状況をお話しさせていただきます。

国保の方の外来の受診件数は、年間で約1万2,000件となります。そのうち4分の1であります約3,000件が村内の医療機関での受診となっております。

また、後期高齢者につきましては、年間で約1万6,000件の受診件数となっております。そのうちの約37%、6,000件ほどが村内の医療機関を受診されております。

国保・後期合わせますと、全体の約32%が村内の医療への受診ということになります。

次に、医療機関の数についてですけれども、一般的には1万人当たりの医療機関数で比較をします。喬木村では2つの医療機関がありますので、1万人当たりに換算しますと、3.25となります。この数値は、飯田下伊那地区では低い方から2番目となりますので、指標だけで見ますと、喬木村の医療機関数は飯田下伊那の平均よりも低いということになります。

しかしながら、飯田市を含めた近隣の市町村には医療機関が数多くありまして、二次医療圏という単位である飯田下伊那地区で見ますと、1万人当たりに対して9.39となり、県内10ある二次医療圏のうち上から3番目ということで、県平均よりも医療機関数は充実しているという状況にあります。

喬木村単独で見ますと、医療機関数は少ない状況ではありますが、村では、村外の医療機関までのバス路線の運行や交通弱者の方へのタクシー券の発行などの通院支援も行っておりますので、全体で見ますと、医療機関への受診環境は整っているというふうと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 答弁では、国保と後期高齢者で村内医療機関に対する受診者が32%ということでしたが、それ以外の方を含めると、もう少しこの数字は上がるのかなというふうな気もしておりますが、いずれにしても、それだけの皆さんが地元の医院と申しますか、診療所を利用されているというようなことだというふうに思います。

また、コミュニティバスの厚生病院線であったり、また移送支援事業のタクシー券の発行等も含めると、答弁にありましたとおり、喬木村は近隣市町村の医療機関を受診する、しやすい、そういった環境であるというようなことは、私も理解をいたします。

しかし、先ほどお話ししたとおり、医師がいる地域という安心感ということで考えますと、村外の二次医療機関への利便性だけでは、なかなか表せない感覚があるんじゃないかなというふうに感じるころがあります。

そこでお伺いをいたしますが、この二次医療圏という構想というか、そういったことには理解をしますし、当然そういった二次医療機関に通われている村民の方も、利用されている方も大勢いらっしゃるのではないかなというふうに思います。そういった機会の通院のための支援策というものについては、評価をするところがありますが、医師のいる地域という安心感については、当然のことながら、この地域に医師が必要になるわけでありまして。そういった中で、この地域の医師の確保の現状について、どのようにとらえられておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） お答えいたします。

議員が、ご質問の中にありましたように、医師がいる地域であるか、ないかということにつきましては、住民の方の安心感において重要な事項であるというふうに考えております。特に、村内の医療機関がかかりつけ医である方々にとりましては、さらに重要な事項であるということも認識しております。

また、全国的にも医師の確保が困難になりつつあるという現状もあろうかと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ちょっと私の質問が不十分だったのか、ちょっと若干答弁に物足りなさを感じるところがあるんですが、今回、この一般質問にあたりまして、村内のそれぞれの医院の先生方にもお話を伺ってまいりました。その中で、それぞれの医院の後継者についてもお伺いしたんですが、いま現在のところ未定であるというようなお話でありました。いらっしゃるらないというようなことでもあるのかなというふうに思いますし、また、そう遠くない将来に、医院としての存続を判断しなければならないというようなことをおっしゃる先生もいらっしゃいました。それについては具体的な数字も挙げていただきましたが、この場では詳細については差し控えさせていただきますが、私としては、どちらの先生方にも、この地域の安心、安全のために、お元気で長く続けていただけることを願うところでございますが、そういうわけで、この地域からかかりつけ医というものがなくなってしまう可能性というのも、近い将来、想定しておかなければならないのかなというふうに感じるところがあります。

当村においては、保育園の統合計画、また小中学校におけるICT教育の充実など、

幼児教育から義務教育まで、喬木村は教育の村というようなことで、その環境が充実してきておりますし、近隣市町村の住民からも、それについて評価をする声をお聞きしております。

それらは、移住・定住を望まれる特に若い世代の方にとって魅力の一つだというふうにされておりますが、ただ、この移住・定住というものを考えたときに、教育環境の充実とともに重要になるものが、この地域医療の充実であるのではないかなというふうに感じる場所があります。

医療機関のある、なしも、この地域を選択する上では重要な注目点、着目点ということになるかと思えます。

2025年には5人に1人が75歳以上となり、少子高齢化がさらに進展とするといわれております。

それぞれの医院に確認しますと、開業当初よりも往診の件数というものは随分減ったというふうにお聞きをしております。これにつきましては、やはり昨今、施設入所が増えたことが、一つの要因であるというようなことで伺っておりますが、喬木村にもこの特養喬木荘であったり、ぼけっとであったり、さまざま施設も存在するわけですが、そういった施設には当然、担当医というものが必要であるというふうに感じます。また、小さな拠点構想におきましても、高齢者の利便性を考え、さまざまな施設を集約するという中に、この医療機関も含まれておったというふうに感じております。

併せまして、まだ検討もされてない事項ではありますが、CCRC構想というようなものについて、今後もし想定をされるということであれば、その場合についても、医師の確保というのは一つの条件になってくるのではないかなというふうに感じる場所があります。

先の厚生労働省の調査によりまして、60%以上の国民が自宅で療養したいという結果を受けまして、現在、在宅医療・在宅介護というものを推進する動きにもなってきておるわけでありまして、そうなりますと、地域における医療、介護、それぞれの関係機関との連携体制を構築することが重要であります。

これについては、広域連合においても検討されているというふうにはお聞きしておりますが、こうした地域包括ケアシステムにおいては、さまざまなサービスや職種が関係する中、地域を知るかかりつけ医のリーダーシップというものが極めて重要になるのではないかなというふうに感じますし、またこのかかりつけ医の不足というものは、この在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築においても支障を来す恐れがあるので

はないかなというふうに懸念をすることがあります。

そこでお伺いをいたしますが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる医療提供体制というものを、長期的な視点で構築する必要があると感じるわけですが、今後、喬木村における医療体制の維持、継続、充実のために、医療と介護の連携も含めた喬木村の医療体制のあり方をどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） すいません。議員のご質問に全部理解できずに、充分なお答えができなくて大変申し訳ありません。

ただいまいただいた質問に対しましても、不十分であるかと思えますけれども、回答させていただきます。

先ほどお答えさせていただいたとおり、現状では、医療体制は整っているというふうに感じておりますけれども、将来的には、現在の医療体制が維持できなくなる恐れがあるということも感じております。

ご質問にありますとおり、地域を知るかかりつけ医の先生方に、村の医療体制の重要な部分を担っていただいているということは間違いなく、長期的にもこの現状の体制の維持ということは重要であるというふうには考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 村として、このかかりつけ医の存在というものは、多岐にわたって重要であるというようなことで認識いただいておりますことは確認しますが、と同時に、現状維持が重要であるということですが、特にこの長期的な維持というものが、やはりこの村のあり方としては大事なところになるのではないかなというふうに思うところがあります。

先ほども触れましたが、長野県ではドクターバンクや信州型総合医の養成支援、また、医学生修学資金の貸与や各種助成制度など、さまざまな取り組みを行っております。ドクターバンクというものがスタートしたのが、平成19年度ということでお聞きしておりますが、ちょっと私の調べた中では、平成30年2月の段階でしかありませんが、19年からそれまでの間に117名の就業が成立したということを確認をしております。

これにつきましては、数字のとおり、県内においては医師の数は若干ですが、増えているというような結果が出ています。ただ、それ以上に高齢化が進んでいるということ

もあると思いますが、需要と供給という言い方は変かもしれませんが、医師が増えているという事実は、なかなか感じられないところがございます。

また、開業医の数につきましても、実は、長野県は増えておりまして、ですが、こちらにつきましても地域差がありまして、人口の多い地域では増えておりますが、本当に必要とされている地域、過疎化、高齢化の進んでいる地域では、その確保がなかなか大変だという状況にあるわけです。そういった人口の少ない地域では、開業には経済的な部分からもハードルが高く、経営が成り立たないともいわれております。また、開業したくとも、そういったことが理由で開業したくとも躊躇をしてしまうというようなお話もお聞きするわけで、そうなりますと、この地域に医師を残すためには、最終的には、公的に医療を保障していくほかないのではないかなというふうを考えるわけです。

そういった状況の中、全国的には開業医の開設に対し、初期費用やそれに伴う住居を自治体の方で負担をする事例であったり、当該地区出身の医大生に対して、奨学金の貸し付けなどを行う自治体もあるというふうにお聞きします。

そこでお伺いをいたしますが、当然、村内の既存医院の今後の動向というものは注視をしていく必要があるわけでありまして、それらも含めまして、やはりこの喬木村に、私個人としては、診療所があり続けてほしいというふうに願うところがございます。今後、医師確保のため、村としてできること、例えば、村営での診療所の開設であったり、開業医誘致の助成金の創設であったり、村出身者の医大生への奨学金などの、そのほか今後の施策、方向性につきまして、村長のお考えも含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 何度もお話ししておるんですけども、現状の医療体制の維持が重要であるということだとか、村内のかかりつけ医の先生方の重要性ということも認識しております。しかしながら、現状では、議員の方からもご提案いただいたような直営の診療所の開設であったりとか、開業医の誘致の助成金の創設などについて、まだ具体的な施策というものは持ち合わせておりません。

安心して生活していただくためにも、村内の医療機関の確保は重要な事項でありますので、医療機関維持のための施策等の研究を今後行ってまいりたいというふうに考えております。

また、一方で、学校医などは、眼科だとか耳鼻科など、既に村外の先生方に協力をお

願っているという状況がございます。

村単独ではなく、先ほども答弁させていただきましたけれども、二次医療圏域というところで協力し合って、医療受診全体の体制の維持だとか、それから充実が図られている、図られることが、今後より重要になると考えておりますので、そのために、村内の医師の確保のための施策の研究とともに、二次医療圏域での受診のための支援策も併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 私の考えも含めて答弁せよということでございますので、思いを、私の思いをお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

喬木村、二次医療圏のお話もございました。喬木村を取り巻く状況を見ていただくとわかると思いますが、単に無医村の村とはちょっと状況が違うということなのだろうというふうに思っています。

上郷の飯沼には各診療科を持つ複数の先生たちが、ドクターたちが集まって街をつくってございまして、そこにはあつという間に行けるといいますか、5分足らずで行くことができるようなところに、そういうお医者さんの街がございます。また、周りには市立病院、厚生病院といった大きな大病院もございまして、大変医療環境には恵まれた地域なのかなあというふうには思っているところです。

ただ、議員ご指摘のとおり、喬木村にとりまして、お医者さんがいなくなる、無医村になってしまうということは、あまりにも村としてのイメージが悪い。何としても医師は確保していかなきゃいけないと思っております。現在、村で進めております小さな拠点構想の中でも、医療機関を置くということは、重要なピースの一つとして位置づけているところでございます。

そんな中で、医師会の役員の皆さんとか、病院の関係者の方々との懇談を通して、医師の現状について、いろんなお話を今までもさせていただいてまいりました。いわれているのは、今、医学を目指す若い皆さんは、先端医療に取り組みたいという志の方が多くて、なかなか地方には戻ってこない。まずは大学病院ですとか、大きな総合病院で先進医療に携わりたいというご希望が非常に強い。とある地域では、全額奨学金で学生の学費を面倒見るといような募集をかけても、応募がない。それはなぜかという、将来に対して紐付きになりたくないという、こう経済的に将来は自立できるという確信を持って医学部を目指す学生さんが多いのかなあというふうに思ってお聞きをしておりました。

それとともに、ほんとに中山間地の無医村地区では直営の診療所を持っておりませんが、医師確保に大変苦労しているというお話もお聞きをしております。村で診療所を開設して、医師の住宅を設けて、「さあ先生、来てくださいよ」という体制が整っている中で、一生懸命募集をかけるんだけど、お医者さんが見つからない。応募してきていただいたお医者さんがやっと入ってくれたと思うと、地域住民の皆さんとうまく合わずに出て行ってしまったとか、お医者さんと地域が合わずに、診療所に来る患者さんの数が激減したとかいう話もお聞きをしております。

ということで、この村で開業をしていただいて、末永く地域医療を守っていただく方というのは、ほんとに長いスパンでお願いをしながら、この地域に馴染んでいただけるかどうかも含めて、選択をしていかなきゃいけないなあというふうに思っています。

そういう意味では、冒頭申しましたとおり、開業したいというお医者さんにとりまして、喬木はあまりにも環境が悪いということなのかなあと思います。喬木村に開業しても、喬木村の隣にはそういうわけでお医者さんがいっぱいいらっしゃるということで、ただ、人口が減っていく中で、ここで開業することのメリットがあるのかということを考えちゃうと、なかなか難しいのかなあというふうに思っておりますが、答えにはなりませんけれども、私としては、この村からお医者さんがいなくなるということは、一切想定をしておりませんので、ほんとに地味な努力になろうかと思いますが、喬木村出身のお医者さん、実はこの飯田下伊那圏に大勢いらっしゃいまして、なおかつ今、医学部に通っていらっしゃる喬木出身の学生さんも複数人いらっしゃいますので、この村のよさをアピールしながら、郷土愛に目覚めてくれるお医者さんを発掘することに一生懸命全力を尽くしていくというようなことしか申し上げられませんが、佐藤議員の問題は重大な課題として、これからも村として取り組んでいきたいなというふうに思っています。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 大変難しい問題ではあるというような中で、村長から心強い方針をお聞きすることができたということで、安心をしております。

ただ、ご答弁にもありましたとおり、施策を講じてもなかなか確保できないというのが、この医師確保の難しさなのかなというふうなことも感じます。

先ほど保健福祉課長からもお話がありましたが、ぜひ検討、研究を進めていただきながら、当然、二次医療圏との連携ということも含めてですが、そういった検討もしながら、その中でこの村から医療をなくさない、なくならないというような方向も、ぜひ検

討をお願いしたいというふうに思います。

私もこれを調査する中で、それぞれの医院の先生方からも、「医師の確保というのは難しいぞ」というようなお話もお伺いをしました。

そういった中で、医師会との連携というのも必要になろうかなというふうに思いますので、ぜひプロジェクトチームとはいいませんが、検討機関というものも必要じゃないかなというふうに思いまして、そういった中で、先ほど村長からもお話がありました、喬木村出身のお医者さん、医大生というのは、私もお聞きする中で大変大勢いらっしゃるなど、想像以上に大勢いらっしゃるということを感じましたので、そういった方々、お声がけだったりという部分で、議会としてもできることがあれば、共にこの問題解決に向けて動いていきたいなというふうに感じております。

先ほど来、お話をお伝えしておりますとおり、この地域に医療機関があるか、ないかというのは、喬木村の魅力を左右させるような重要な課題であるというふうに感じております。また、高齢者だけではなくて、若い世代、子育て世代の中にも、この地域に医療機関をあり続けてもらいたいというような要望も、大勢の方からもお聞きをするわけでございますので、そういったこともお伝えをした上で、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で佐藤文彦議員の質問は終わります。

これで、本日、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後1時56分